

千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影
響評価準備書に対する環境の保全の見地から
の意見についての見解書

令和8年4月

美樹観光株式会社

表 方法書についての市民等の意見と事業者の見解

No.	市民等の意見	事業者の見解
1-1	<p>この開発により自然植生が減少し、地域全体の環境品質が低下します。また、新たな建物の建設は、この地域が持つ静かな農村的性質に影響を与えます。たとえこれらを目立たなくする努力がなされたとしても、大規模な道路と大規模な調整池が建設されるという事実は、千葉地域にとってこれまで自然資源であった環境に大きな変化を引き起こすこととなります。</p>	<p>皆様が大切にされてきた自然環境や静かな谷津田景観が変容することへの懸念を真摯に受け止め、本事業では単なる開発に留まらず、既存の植生に配慮した緑地帯の整備やビオトープ機能を備えた調整池の構築を通じて、新たな形での生物多様性の保全と地域の防災機能強化を図り、景観と調和した持続可能な産業基盤の創出に努めてまいります。</p>
1-2	<p>本開発計画の全体的なビジョンは極めて貧弱です。地域の景観をすべての人々のためにどのように活用するかという想像力がまったくなく、短期的な利益だけを追求し、この地域に長年にわたりどのような影響を与えるかという配慮が欠如しています。ロジスティックセンターや小規模製造拠点といった類型的な開発は、すでに近隣で繰り返されており、十分に成功しているとは言えず、未利用の土地も残っています。このような開発は必要性に乏しく、立地や開発コストを考えると、多くの需要があるとは考えにくいのが正直なところです。</p> <p>私は千葉市に対し、開発事業者に別の方向性の開発を検討するよう求めたいと思います。具体的には、森林資源や農業を活用した地域社会に持続的な恩恵をもたらす開発、または環境に配慮したホテルなどのレクリエーション施設といった、既存の自然を破壊せず、すでに悪化している地球温暖化やその他の環境問題に追い打ちをかけないタイプの開発を推薦してほしい。</p> <p>千葉市、または同様の公的機関が土地の一部を購入し、正式な自然保護区、あるいは里山保護地域として整備することも提案したいと思います。</p>	<p>ご提案いただいた自然保護やレクリエーション施設への転換という理想を尊重しつつも、本事業は地域の持続的な経済自立と雇用創出を支える産業基盤の整備を主目的としており、現計画を軸に、周辺の森林・里山環境と調和する緑地帯の確保や高度な雨水抑制機能を持つ調整池の整備など、開発の必要性和環境負荷の低減を高い次元で両立させることで、将来にわたって地域社会の安全と発展に寄与する次世代型の産業拠点を実現してまいります。</p>
2-1	<p>136 万㎡以上もの残土や伐採した樹木を、地域外へ搬出する計画になっていますが、トラックによる交通渋滞や騒音、交通事故などが懸念されます。またそれらの廃棄物をどこに持っていか明記されていません。</p>	<p>大量の残土搬出や伐採樹木の輸送が、地域の交通安全や生活環境に及ぼす影響を重く受け止め、現時点では搬出先の確定に至っておりませんが、今後、周辺道路の負荷を最小限に抑える運行ルートを選定や時間帯の分散化を慎重に検討し、徹底した安全管理と騒音・振動対策を講じることで、周辺住民の皆様の日常生活への影響を最小限に留める施工計画の策定に努めてまいります。</p>
2-2	<p>下小和田谷津田保全区域は、計画から回避され保存されていますが、この地域の田んぼには現在湧水が出ています。周りがこの計画通りに開発されれば湧水は止まり、水田に水が供給されなくなり、米づくりはできなくなってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>また、そうなる则该田んぼに生息するニホンアカガエル、メダカ、ヘイケボタル、ドジョウなど希少な生物が生存できなくなってしまうと思います。</p> <p>ニホンリスやアカギツネなど、二度と見られなくなると心配しています。</p>	<p>下大和田の谷津田および希少な生態系への影響を重く受け止め、地下水の水象の予測結果に記載したとおり、適切な環境保全措置を講じることで現況の 76.4% (対策前でも 71.0%) の湧水量を確保し、ニホンアカガエルやメダカ、ヘイケボタル等の生息に必要な水環境を維持するとともに、専門家の指導のもとでニホンリスやアカギツネなどの移動経路や代替環境を整備し、継続的なモニタリングを通じて、開発と豊かな自然資本の共生に万全を期してまいります。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

2-3	<p>森林を現況の25%以上残すという計画ですが、せめて50%は残したらいかがでしょうか。</p> <p>千葉県では大変貴重な緑地をできるだけ保全し、希少種の生息を可能にするようなネイチャーポジティブの考えを取り入れた優れたプランを作成してはいかがでしょうか。</p> <p>自然環境との共生を図る優良なプランは、今注目されていて、十分な利益につながるのではないかと思います。この地域を魅力あふれる豊かな地域にするような開発を望みます。</p>	<p>地域の豊かな自然を次世代へ繋ぎたいという皆様の想いを真摯に受け止めつつも、本事業は、多額の社会資本整備コストを投じながら地域の持続的な経済基盤と雇用を創出する責務を担っており、すでに下大和田の谷津田区域を保全対象として開発区域から除外している現状（当初土地利用計画の10.4%）において、さらなる開発面積の縮小は事業採算性の観点から極めて困難ではありますが、現況の25%以上確保する森林資源を最大限に活用し、最新の環境配慮型インフラや緑地管理手法を導入することで、ネイチャーポジティブの理念に可能な限り寄り添った、地域の活力と環境が調和する産業拠点の実現に邁進してまいります。</p>
3-1	<p>本計画では、約136万m³もの残土が発生するとされています。この規模は極めて大量であり、環境負荷・交通負荷・CO₂排出の観点からも重大な影響が懸念されます。</p> <p>とりわけ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土発生量を最小化する造成設計の検討が十分であるか ・切土・盛土バランスの最適化を徹底しているか ・設計変更による発生抑制の可能性を十分に比較検討しているか <p>について、より具体的な検討と再評価が必要と考えます。</p> <p>意見： 造成計画の再検討を行い、残土発生量を可能な限り抑制する代替案の提示および比較評価を求めます。</p>	<p>本事業の造成計画における地盤高（計画高）の設定にあたっては、事業実施区域内に位置する除外地の現況高さを基準としております。これに周囲の現況標高を照らし合わせ、適切な切土・盛土を行うことで、周辺地との調和を図りつつ、将来の企業誘致を円滑に促進するためのフラットな基盤を形成する計画といたしました。</p> <p>ご指摘の残土発生量については、産業用地としての機能性を確保するために不可欠な平坦性を追求した結果ですが、設計の過程において、周辺道路との接続や排水計画を精査し、可能な限り切盛バランスの最適化を図っております。現在の計画は、土地利用の効率性と地形的制約を総合的に判断した、本事業における現実的な最適案であると考えております。</p> <p>今後も、詳細な実施設計の段階において、最新の施工技術の導入や土砂の有効活用を検討し、場外への搬出量を最小限に抑えるなど、環境負荷の低減に引き続き努めてまいります。</p>
3-2	<p>残土運搬に伴う交通影響について準備書の残土発生量から算出すると1日あたり約400台のダンプカーが往来するとされています。</p> <p>この規模の大型車両交通は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域道路の交通渋滞 ・交通事故リスクの増大 ・通学路への影響（17号線は土気小学校への通学路となっている） ・騒音・振動の増加 	<p>大型車両の通行に伴う安全確保や生活環境への懸念を真摯に受け止め、本事業では千葉東金道路中野ICに至近な箇所に専用のアクセス道路を新設することで周辺集落への直接的な流入を抑制し、当該区間に通学路の設定がないことも確認しておりますが、各環境要素について、現況交通量を踏まえた環境保全措置を準備</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの発生 ・生活環境の悪化 <p>といった重大な影響を地域住民にもたらす可能性があります。 とりわけ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学時間帯との重複回避策 ・運搬ルートの安全性検証 ・交通量増加による事故確率の定量評価（県道への新設取り付け道路の合流地点がリスクが大きい） ・ダンプ車両の待機・滞留対策 ・粉じん防止および騒音低減措置 <p>について、より具体的かつ実効性のある対策の提示が不可欠です。 意見： 単なる「影響は軽微」との評価ではなく、交通シミュレーションを含む定量的な再評価と、住民生活への影響を最小化する具体策の提示を求めます。</p>	<p>書に記載した通り適切に講じることで影響の低減は十分に可能と判断しており、方法書に対する市長意見においても交通シミュレーションの実施は求められていないことから現時点での追加調査は予定していませんが、新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。</p>
<p>3-3</p>	<p>持続可能性の観点からの再検討 本計画は大規模開発であり、短期的な経済効果のみならず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量 ・建設時のエネルギー消費 ・地域の生活環境の長期的変化 <p>を含めた持続可能性の観点からの検証が不可欠です。 特に、大量の残土運搬は脱炭素社会の方向性とも整合しにくいものと考えます。</p> <hr/> <p>地域社会との共生を前提とするならば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土発生抑制を最優先とした造成設計の再検討 ・交通安全と生活環境を十分に配慮した運搬計画の見直し ・住民説明と情報公開のさらなる充実 <p>を強く要望いたします。</p>	<p>本事業における持続可能性および環境負荷の低減については、千葉県環境影響評価技術指針に基づき、温室効果ガスや生活環境への影響を含め、準備書において必要な予測・評価および環境保全措置の検討をすでに行っているものと認識しており、造成設計においても地形を最大限活用することで残土発生の抑制に努め、運搬計画についても既定の評価プロセスの中で生活環境への影響を最小化する対策を講じているほか、住民説明や情報公開についても適切に実施してまいりましたので、今後もこれらの計画に基づき、安全かつ環境に配慮した事業推進に努めてまいります。</p>
<p>4-1</p>	<p>下大和田谷津の水象に影響を与えるため開発計画は撤回すべきだ。 谷津田保全地域に流れる水は周辺の環境を改変すると量に変化する可能性が高い。 不可逆的な影響を受ければ以前に似た環境は二度と戻らない。</p> <p>保全されているエリアだけ開発地域から除外しても、物流センター建設に不可欠な大規模基礎工事ですぐ近くの土地地盤が改変されれば地下水への影響は免れず、どのような水環境に変わるか予想がつかない。また一般的に大規模開発は起伏を均し樹木は伐採するので小川に注ぐ水の流量は増加し水質汚濁がすすみ水深が深くなり川幅は大きくなると予想できる。そうなると今まで生活していたメダカやニホンイシガメなどは姿を消すことになるかも知れない。</p>	<p>開発に伴う下大和田谷津田の水文環境および生態系への影響についてのご懸念を重く受け止めておりますが、本事業では準備書に記載の通り、地下水、浸透施設の設置や水源確保策などの環境保全措置を講じることで、開発後も現況の76.4%の湧水量を維持できるものと予測しており、これにより谷津田の湿地環境やメダカ、ニホンイシガメ等の生息基盤は十分に確保されるものと考えております。また、工事中および供用後においても、沈砂池の設置や排水管理を徹底することで水質汚濁や流量急増による流路変形を抑制し、不可逆的な改変を回避しつつ、現況の生態系と調和した産業基盤の整備に万全を期してまいります。</p>
<p>4-2</p>	<p>下大和田谷津に生息する哺乳類に悪影響を与えるため開発計画は撤回すべきだ。 2023年にキツネが目撃された意味は環境負荷の低い農業、樹林・草地・湿地・農地が複雑に入り組む環境の証明でありその損失は将来的に大きなマイナスになる。</p>	<p>地域の豊かな自然環境や、複雑に入り組んだ生態系が育む食の安全、そして景観への高い価値評価を重く受け止める一方で、郊外における持続可能な生活基盤の整備と経済的自立もまた、等しく</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>キツネが大きく依存する餌であるノネズミ類の生息が示唆されるが、それらは殺鼠剤等の農薬負荷が低い農業がおこなわれていないと生存できない。このような農業環境は人間にとって食の安全を保証するものだ。</p> <p>このような政令指定都市近郊の環境は関東に数えるほどしか残っていないと思う。</p> <p>また確かに物流拠点は災害への対応等の観点から必要だと思う。また集約的な大規模な農業も発展には必要だと思うが、それらが広く行われる以前の自然の起伏に富んだモザイク状に連続した農地・樹林・草地・湿地をもつ環境が少しは残されていても良いのではないかと？そのような環境に入って再利用することも、価値を再確認することもできなくなる代わりに、ほかにもある場所の一つになることがこの場所の特色を活かした開発だとは私には思えない。</p>	<p>重要な社会的要請であると考えております。</p> <p>本事業は、都市近郊に残された貴重な自然環境を一方的に保全の対象として固定するのではなく、適切な環境保全措置を講じつつ、次世代を担う人々がこの地で働き、生活し続けるための産業基盤を構築するという重い社会的使命を持って計画しております。</p> <p>下大和田の谷津田区域を開発から除外するなど、一定の生態系維持に努めながらも、物流や産業の拠点として地域を再定義し、経済的活力と環境保護を両立させることで、単なる「代替可能な場所」ではなく、地域の生活者の未来を支える実効性のある産業拠点としての価値を創出してまいり所存です。</p>
4-3	<p>下大和田谷津は全国的にも有名な里地里山であり、その現状を維持するため開発計画は撤回すべきだ。</p> <p>下大和田谷津は環境省が選定する生物多様性保全上重要な里地里山に選定されている。千葉市で選出されているのは他に大藪池谷津のみでありこのような場所に限って別の土地利用を計画するのは不自然である。関東近郊で上記の里地里山に選出されている地区には神奈川県三浦市の「小網代の森」や東京都武蔵村山市、東大和市、東村山市の「狭山丘陵」などが挙げられる。</p> <p>両者ともに都県と民間企業等が協力・連携し、エコツアーなど環境学習に関する様々なイベントを企画するなど都市近郊である利点を生かした利用がなされている。</p>	<p>下大和田谷津の生物多様性に関する高い評価については十分認識しておりますが、環境省による「重要里地里山」の選定は、地域の人々の暮らしや土地の利活用に対して新たな制約や規制を生じさせるものではなく、管理手法の継続を義務付けるものでもないと定義されております。また、ご例示いただいた他地域のようなエコツアー等の実績が当該地においてはこれまで乏しく、地域の持続可能性を担保するためには、社会経済情勢の変化に応じた新たな土地利用が必要不可欠であると判断いたしました。本事業は、谷津田区域を開発から除外するなど環境保全に最大限配慮しつつ、滞っていた地域の経済循環を活性化させ、現実的な生活基盤を構築するという社会的使命に基づき推進してまいり所存です。</p>
5-1	<p>本開発計画は谷津環境において極めて重要な役割を持つ台地や斜面林を大規模に改変するものであり、その影響が懸念されるが、湧水量の変化について71%にしか減少しないと結論づけている（無対策時）。評価において雨水流出量に基づく地下水涵養への影響度を算出し、その割合を湧水量に適用している。本開発によって企業用地や道路など雨水流出量の区分上、「道路・宅地等」に相当するエリアが5.7倍になるが、そこでも15%の雨水が地下水を涵養するという前提があるため、数値上は影響が71%となっている。しかし、開発後の地下水は道路・宅地等に区分されるエリアからの雨水浸透への依存度が10倍となっており（現況1%→無対策の将来10%）、質的には大きく変わることも評価すべきである。本開発によってほぼ半減する森林には林床に落ち葉が堆積しており、その保水効果によって雨水はゆっくりと地下へ浸透し、安定した地下水や湧水の維持に貢献している。台地の宅地開発により湧水が枯渇した事例は千葉市にもあることから、そうした事例も参照すべきと考える。地下水浸透の過程においてミネラルなど栄養分が供給され、湧水として地</p>	<p>独自の視点で分析された懸念は理解いたしますが、本準備書における水象の予測評価は、客観性を担保するために専門的な知見に基づき、国や自治体が定めた公的な各種技術マニュアルや指針に厳格に従って実施したものです。</p> <p>ご指摘の「森林の保水効果」や「雨水浸透の質的变化」といった定性的な要素についても、それらを含めて定量化するための標準的な手法を用いて算出しており、道路・宅地等における15%の涵養率設定を含め、科学的妥当性が認められた推計モデルを採用して</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>表に湧き出した後に谷津田の動植物を育てている。また、近年増加する豪雨時に森林は降雨の勢いを抑えて土壌侵食防止に大きく貢献していることも考慮すべき点である。単に地下水涵養量の机上計算だけでなく、多角的な視点での評価を強く求めたい。</p>	<p>おります。過去の他地点における個別事例を一般化して懸念されるのではなく、本計画地における土地利用面積や気象条件を反映した現在のシミュレーション結果こそが、現時点での最も合理的かつ信頼性の高い予測であり、環境保全措置を講じることで76.4%の湧水量が確保されるという結論に揺るぎはなく、多角的な視点についても現行の評価プロセスにおいて既に見極め済みであると認識しております。</p>
5-2	<p>野鳥に関し、調査により絶滅危惧種であるミゾゴイやハヤブサが確認され、さらにミゾゴイやサシバ、オオタカについては繁殖が確認されたことは極めて重要な結果と考える。しかし、事業の影響予測において、営巣や高利用域が開発エリアに含まれないことから影響は小さいと結論づけられており、疑問を感じる。そもそも野鳥は上空から広範囲を見て繁殖場所の適性を考えており、従来の繁殖場所近隣で工事が行われたり、環境が大きく改変されたりすればこれまでと同じ場所で繁殖する可能性は低くなると考えられる。ピンポイントで現在の繁殖や高利用場所に注目した評価のみならず、野鳥の生態を十分に考慮した評価が必要である。</p>	<p>サシバやオオタカの行動圏解析は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」(平成24年12月、環境省自然環境野生生物課)、「サシバの保護の進め方」(平成25年12月、環境省自然環境局野生生物課)に基づいて実施しています。これらの資料における保全措置の考え方は、行動圏解析の結果推定される営巣中心域、高利用域に対してどのような影響が生じるか、という観点で解説がされていることから、本事業においてもこれらのエリアに着目して影響を予測しています。以上のことから、ご指摘の種の子測・評価はそれぞれの生態を考慮した内容になっていると考えます。</p> <p>また、サシバを対象に事後調査の実施も予定しており、事業の実施による影響の低減に努めてまいります。</p>
5-3	<p>今次、千葉市の谷津田保全区域が開発対象から外されたが、谷津田に生息するカエル、トンボ、野鳥など数多くの生きものが谷津田と斜面林、台地の広いエリアを生息域としており、台地や斜面林の開発が谷津田の生態系に大きな影響を与えることをより慎重に評価すべきである。たとえば、カエル類に関し、行動圏を産卵環境から200mと限定し、改変箇所は造成森林や広場として影響を少なくしているが、広場は生息環境として問題外であるし、造成森林も林床環境が現在の森林のような落ち葉で覆われた状況に至るまでにはかなりの年月を要し、その間に個体群が失われる可能性が高いと考えられる。200mという範囲は論文から引用されているが、実際に谷津田環境のカエル類を観察している経験では200mをはるかに超えた場所まで移動しており、過小評価の印象が強い。</p> <p>また、本開発計画により、谷津田保全区域における市民団体の活動ができなくなっており、20年以上にわたって行われてきた米づくりが中断し、休耕田化したことにより、既に数多くの生物が減少したり、姿を消したりしていることをここにお伝えしたい。開発対象から外れても隣接地として谷津田環境保全への配慮を強く要望する。</p>	<p>谷津田に近い改変箇所については、本事業において必要な面積及び造成設計上の安全性の確保を検討した結果、どうしても回避をすることが難しいという判断に至りました。しかしながら、ご意見にあるように谷津田と斜面林の連続性の重要性を踏まえて、企業用地としての利用を避けることで事業者の実行可能な範囲でできる限り自然環境へ配慮する計画としました。また、広場もできる限り自然環境に配慮した計画となるよう努めてまいります。造成森林の成長には時間がかかると思いますが、カエル類の行動圏内には残置森林も含まれておりますので、樹林環境は残されます。行動圏の範囲については、客観的なデータから引用しているため利用可能な既存の知見としては適切であると考えてお</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>り、200m以上の範囲とした場合は改変されない面積も増えることから、必ずしも過小な評価にはならないと考えます。</p> <p>当該区域での活動状況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。これまでも、本事業の円滑な推進に協力的な方々による活動については、適正な管理のもとで柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任および安全確保の観点から、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>事業者は、今後も地域の自然環境と調和した土地利用計画を推進するとともに、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めてまいります。</p>
6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書に対する市長意見は「(2)幅員が狭く、沿道に住宅が存在する下大和田町17号線の工事用車両の走行に伴う環境面及び安全面の影響に鑑み、当該道路を極力使用しない計画とすること。」となっています。 ・事業者の見解は「(2)工事の実施にあたっては、新設する道路を主な工事用車両の走行経路にする等、下大和田町17号線を極力使用しない計画としました。」とありますが、図7-2-2大気質現地調査地点では、下大和田17号線が主な走行経路となっており、調査地点③が設定されており、調査が実施されています。しかしながら、地点③の調査結果は予測評価には使用されていません。 ・下大和田17号線は市長意見に反して、使用する計画でしょうか。間違って記載したのであれば、この箇所は削除すべきではないでしょうか。 ・新設道路と県道131号の交差部には、調査地点が設定されておらず、この地点での調査結果は示されていませんが、供用時には予測評価の対象としています。一方、工事中の予測評価はこの地点は対象とされていません。新設道路と県道131号の交差部での調査を実施するとともに、工事中の予測評価を実施する必要があるのではないのでしょうか。 ・工事中、供用時の予測条件として、地点②(県道131号)の調査結果が使用されています。おそらく、途中で幹線道路の分岐がないので、交通量は変わらないとの設定かと考えられますが、地点②と新設道路交差部の間は1km以上の距離があり、途中には千葉市道との交差部があり、各種事業所や民家等があるので、同じ交通量として予測条件に設定するには無理があります。 ・新設道路と県道131号との交差部は、中野IC、県道129号(誉田停車場中野線)の交差点に近接しており、大型トラックの走行に対して、交通渋滞や交通安全に対する検討が必要になる箇所です。 ・以上から、新設道路と県道131号との交差部において現地調査を実施した上で、工事中及び供用時の予測評価を実施する必要があるのではないのでしょうか。 	<p>下大和田町17号線は極力使用しません。</p> <p>大気質の調査地点は、当初計画に基づく方法書の記載内容通り、現況を把握するために実施しており、予測地点としては設定していません。</p> <p>新設道路と県道131号線の交差点付近は現況では、地点②から大きな分岐のない道路で、交通量は変わらないと考え、対象事業修正届出書にその旨を記載した上で、方法書の審査を受けた上で、市長意見を踏まえて設定しており、適切であると考えます。</p> <p>大型車両の通行に伴う安全確保や生活環境への懸念を真摯に受け止め、本事業では千葉東金道路中野ICに至近な箇所に専用のアクセス道路を新設することで周辺集落への直接的な流入を抑制し、当該区間に通学路の設定がないことも確認しており、交通渋滞や交通安全について、方法書に対する市長意見においても交通シミュレーションの実施は求められていないことから現時点での追加調査は予定しておりませんが、新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。</p>
6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動においても同様に、下大和田17号線が主な走行経路となっており、調査地点が設定されており、調査が実施されています。しかしながら、調査結果は予測評価には使用されていません。 	<p>下大和田町17号線は極力使用しません。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・下大和田 17 号線は市長意見に反して、使用する計画でしょうか。間違っただけ記載したのであれば、この箇所は削除すべきではないでしょうか。 ・騒音・振動においても、大気質と同様に、新設道路と県道 131 号の交差点部に調査地点を設定して調査を実施し、工事中及び供用時の予測評価を実施する必要があるのではないのでしょうか。 	<p>騒音・振動の調査地点は、当初計画に基づく方法書の記載内容通り、現況を把握するために実施しており、予測地点としては設定していません。</p> <p>新設道路と県道 131 号線の交差点部付近は現況では、地点②から大きな分岐のない道路で、交通量は変わらないと考え、対象事業修正届出書にその旨を記載した上で、方法書の審査を受けた上で、市長意見を踏まえて設定しており、適切であると考えます。</p>
6-3	<ul style="list-style-type: none"> ・資料編に工事関係の資料「山積み表」がなく、どのような種類、仕様の建設機械や工事用車両をいつ、何台使用するのか不明で、大気質、騒音、振動などの予測結果の検証ができません。 ・事業者ホームページに山積み表を掲載して下さい。 	建設機械及び工事用車両の山積み表は、評価書の資料編に掲載します。
6-4	<ul style="list-style-type: none"> ・「表 8-1-30 建設機械の種類及び年間稼働台数(工事開始 49～60 ヶ月目)」には、建設機械の種類及び年間稼働台数が示されず、汚染物質排出量(窒素酸化物・粒子状物質)が掲載されており、間違いではないですか。修正が必要です。 	評価書において修正します。
6-5	<ul style="list-style-type: none"> ・「表 8-1-31 建設機械の種類及び年間稼働台数(工事開始 49～60 ヶ月目)」の表題は、「建設機械の種類別の汚染物質排出量」の間違いではないですか。修正が必要です。 	評価書において修正します。
6-6	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 8-1-21 工事用車両の走行台数及び予測対象時期」及び「表 8-1-40 将来交通量(工事中)」の工事用車両台数は、山積み表がないので、検証できませんが、一日当たり、大型 115 台、小型 132 台で、合計 247 台とされています。 ・工事計画では、3 年の工期で 1,367,840 m³の残土を搬出することになっており、10 t ダンプトラック(積載量 5.5 m³)の場合、稼働日数 240 日/年×3 年=720 日で、一日当たり 345 台となります。予測条件の工事用車両が過小に設定されているのではないかと考えられます。 ・再度、予測を行う必要があります。 	工事計画を精査の上、準備書の予測条件を上回ると判断された場合には、大気質、騒音、振動等の各項目について再度予測・評価を実施します。
6-7	<ul style="list-style-type: none"> ・「表 8-1-54 施設の稼働に伴う大気質の予測結果(年平均値)」の「バックグラウンド濃度・A」と「施設からの最大付加濃度・B」の各数値が逆になっています。修正が必要です。 	評価書において修正します。
6-8	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 8-4-5 道路断面図」に振動源の設定がありません。振動源の記載が必要です。 	道路交通振動の予測は、現況の振動レベルと 1 車線当たりの等価交通量を基に予測するため、予測に用いない振動源の位置を示す必要はありません。
6-9	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果では、「本事業においては、谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外した。」とされていますが、方法書に対する市長意見により、事業区域を変更したに過ぎません。 ・放棄水田となった谷津田を復田し、水田での耕作等を通じて、20 年以上も生物多様性保全に取り組んできた NPO ちば環境情報センターは、方法書以降、事業者により谷津田の耕作や立ち入りが禁止され、保全活動ができない状況となっており、谷津田の環境劣化が進んでいます。 ・このように、谷津田の維持管理(稲作等)がされないことによる影響についての予測がされていません。予測及び保全措置の見直しが必要です。 	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>予測・評価に用いているデータは現地調査時の現況であり、その内容からある一部分のみのデータの時系列を変化させることは適切ではないと考えています。こ</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

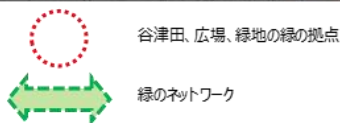
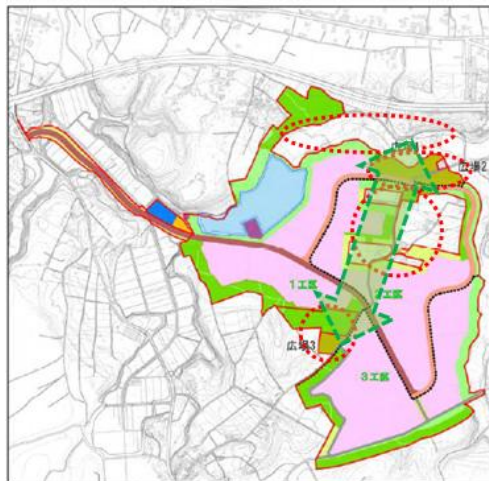
		<p>のため、現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。現在の植生遷移等に伴う変化については、事後調査を通じて状況の把握に努めてまいります。</p>
6-10	<ul style="list-style-type: none"> ・保全措置（影響の回避・低減の観点）については、どれも同じ様な、通り一遍なもので、当該性、具体性に欠けます。 ・一般的な保全措置と当該地の環境特性から考えられる保全措置を区別して、具体的な保全措置の記載が必要ではないでしょうか。 	<p>当該地の環境特性については各項目の評価結果において前段で触れており、環境保全措置の最も重要な前提として谷津田の区域の除外の内容を掲載しています。また、環境保全措置もこの前提に立ち検討しておりますので、ご意見の観点で環境保全措置を区別する必要はないと考えます。内容の具体性については、詳細な造成・工事計画を検討する段階で熟度を高める措置もあるため、現時点で確定可能な表現での記載ではありますが、必要な情報は提示していると考えます。</p>
6-11	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 8-15-2 調査地域の生態系模式図」はいわゆる食物連鎖図で、一般的にもこのような図を示すことがありますが、専門家以外には理解しづらいものです。 ・千葉県谷津田の自然の保全施策指針（平成 15 年 7 月）に示されている「谷津の断面と湧水」の模式図を参考に、谷津田の生態系模式断面図を示すことをお願いします。 <div data-bbox="295 1034 959 1603" data-label="Figure"> </div> <p>出典：千葉県谷津田の自然の保全施策指針（平成 15 年 7 月）</p>	<p>ご意見として賜り、評価書において掲載を検討します。</p>
6-12	<p>（キツネについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キツネについては、動物の項目において、無人撮影カメラを 20 箇所設置して、しっかりした調査を実施されていますが、予測結果での保全措置では、通り一遍なもので、調査結果が十分に活かされていません。 ・供用後は多くの車両が通行することになり、幹線道路でのロードキルによる影響が懸念されます。以下の保全措置の検討をお願いします。 ・キツネが確認された谷津田（除外地）→広場 1→広場 2→除外地（既存集落）→緑地→広場 3→周辺緑地等にかけて、南北方向に 	<p>土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地ではできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファ</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

緑のネットワークとなる幹線緑道（幅員 20～30m）を配置して、緑道と幹線道路が交差する箇所には、キツネ等の哺乳動物が安心して通れるアニマルパス（ボックスカルバート等の暗渠）を配置する。

ゾーンを設けています。以上の措置により、キツネをはじめとした動物が利用する環境内での車両の通行を減少させることができると考えており、ロードキルの低減にもつながると考えます。

一方、企業用地へつながるアクセス道路については、現況と比較して動物の移動経路を制限する可能性が考えられることから、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。



アニマルパスの例

出典: https://www.nature.org/en-us/about-us/where-we-work/united-states/new-hampshire/stories-in-new-hampshire/the-otterway-wildlife-connectivity?utm_source=chatgpt.com

6-13

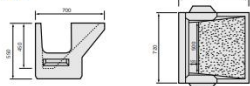
(在来カエル類について)

- カエル等の両生類は産卵場（湿地・水辺）と生息場（樹林地）の2つの環境が必要であり、そこを行き来します。谷津田はカエル類の産卵場で、周囲の里山林は生息場となっています。
- 移動経路上に道路やコンクリート水路等ができると、ロードキルや水路に落ちて這い上がれなくなる等の影響が懸念されます。以下の保全措置の検討をお願いします。
 - 道路下部への土管やボックスカルバートの設置
 - 雨水排水路への這い上がれるタイプのU字溝の設置

ご意見として賜り、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。

ハイドセマス

JISふたなしタイプ



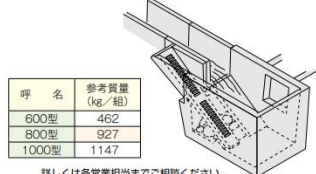
呼 名	参考質量 (kg)	適用フリーユーム
JISふたなしタイプ	220	等厚側溝2種300A



折返しタイプ（林道ハイドセマス）

【折返しタイプ】は林道事業など、用地幅が限られた場所でも使用できる樹です。

- 流入側水路の取り合いは左右両対応となっています。
- 斜路板下部には生息域の形成が可能な構造です。
- 流出側は3方向ノックアウト出来るため、設置が容易に行えます。



呼 名	参考質量 (kg/組)
600型	462
800型	927
1000型	1147

詳しくは各営業担当までご相談ください。



出典：ランデス（株）

<https://www.landes.co.jp/catalog/detail/33>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>6-14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観については、上記で述べたとおり、事業者により谷津田への立入が禁止され、稲作等による維持管理ができません。2年が経過し、雑草が生い茂って荒れた状況になり、「ふる里の原風景」としての景観資源の価値はなくなりつつあります（写真参照）。 ・ 再度、調査と予測評価をやり直す必要があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> 令和5年8月 令和7年7月 </div>	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。景観の価値判断は多角的であるべきですが、本準備書においては、公的な指針に基づき客観的な手法で予測・評価を行っております。現在の植生遷移を含め、将来の土地利用計画との調和を図るための適切な保全措置を講じていることから、現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。</p>
<p>6-15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい活動の場についても同様に、事業者により谷津田への立入が禁止され、調査結果の記載内容は、それ以前の内容であり、現在は十分な活動ができなくなっています。 ・ 再度、調査と予測評価をやり直す必要があります。 	<p>当該区域での活動状況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。これまでも、本事業の円滑な推進に協力的な方々による活動については、適正な管理のもとで柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任および安全確保の観点から、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>調査内容に関するご指摘についてですが、本準備書の調査・予測は、事業実施前の標準的な状況に基づいて客観的な手法で評価を行うものです。特定の活動が制限されている現在の特殊な状況は、事業計画そのものがもたらす環境影響の評価軸とは性質が異なるものであり、これをもって調査をやり直す必要はないものと考えております。</p> <p>事業者は、今後も地域の自然環境と調和した土地利用計画を推進するとともに、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めてまいります。</p>
<p>6-16</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画では、3年の工期で1,367,840 m³の残土を搬出することになっており、10 t ダンプトラック（積載量 5.5 m³）の場合、1日当たり 345 台となると予想されます。 ・ 新設道路と県道 131 号との交差部は、中野 IC、県道 129 号（誉田停車場中野線）の交差点に近接しており、工事中及び供用時の車両走行において、交通渋滞の発生や交通安全の確保が困難になることが懸念されます。 ・ 「安全」についての調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。 	<p>大型車両の通行に伴う安全確保や生活環境への懸念を真摯に受け止め、本事業では千葉東金道路中野 IC に至近な箇所に専用のアクセス道路を新設することで周辺集落への直接的な流入を抑制し、当該区間に通学路の設定がないことも確認しておりますが、交通渋滞や交通安全について、方</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>法書に対する市長意見においても交通シミュレーションの実施は求められていないことから現時点での追加調査は予定しておりませんが、新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。</p>
6-17	<p>(樹木等の伐採に伴う廃棄物について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木本植生の伐採による廃棄物と草本植生の伐採による廃棄物の発生量は、15,448,378.8tと予測されていますが、どのように適正処理・処分を行うのか、記載がありません。 ・事業区域内での野焼きによる処分は禁止されているので、場外へ搬出することになると考えられますが、残土搬出に伴う工事用車両台数と比較しても桁違いの工事用車両台数の発生が予想されます。 <p>(造成工事に伴う残土について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土量が1,367,840 m³発生し、「発生した土は原則として他地区の盛土造成現場および仮置き場への搬出し適切に処分する。よって、造成等の工事に伴う残土の影響はほとんどないと考えられる。」と予測されていますが、搬出先、搬出ルートが示されておらず、上記の樹木等の伐採に伴う廃棄物を合わせると、相当量の工事用車両の走行が予想され、周辺地域へ大きな影響が懸念されます。 ・大気質、騒音、振動での予測評価についても見直す必要があり、また「安全」の調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。 	<p>樹木伐採等による廃棄物の発生量予測値についてですが、準備書の審査会において訂正報告をいたしました通り、正しくは「15,448t」となります。本件につきましては、評価書において適切に修正・反映させていただきませぬ。</p> <p>廃棄物の処理方針については、全量を単純焼却処分するのではなく、持続可能な資源循環の観点から可能な限り再資源化を図る方針です。具体的には、伐採木の品質や性状に応じて、建設資材としてのチップ利用、堆肥化、あるいはバイオマス発電の燃料等、多角的な有効活用に向けた調整を進めております。今後、実施設計の進捗に合わせて再資源化の目標量や具体的な受入先の選定を行い、実効性の高い計画を策定してまいります。</p> <p>また、これら廃棄物の搬出に伴う交通量の影響についてですが、現時点では再資源化の具体的な手法や搬出先、搬出時期が確定しておらず、詳細な車両台数を精査できる段階にございません。そのため、現時点での予測には含めておりませんが、今後、具体的な搬出計画を策定する際には、残土搬出車両との調整や運行ルートでの精査を行い、周辺地域の生活環境への負荷を最小限に抑えるよう、安全かつ適切な運行管理を徹底してまいります。</p>
6-18	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中及び供用時に発生するCO₂の算出をしているだけで、削減対策も通り一遍の内容となっています。 ・再生可能エネルギー使用の目標を立てて、具体的な削減対策の検討が必要ではないのでしょうか。 	<p>温室効果ガス削減対策へのご指摘につきましては、方法書に対する市長意見を踏まえ、2050年カーボンニュートラル目標の達成に資するよう、工事工程の細分化による排出量の定量予測や、森林伐採に伴う吸収源変化の評価を適切に実施しております。本事業では、これら評価に基づき、工事用車両の効率的運行や森林の極力保全といった環境保全措置を講じる計画としており、現時点において、公的な指針および市長意見に合致した実効性のある予測・評価を実施しているものと認識しております。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>6-19</p>	<p>(2-4-6 公園・緑地計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「森林の規模については、「千葉県林地開発許可申請審査基準」に基づき、現状の森林面積の25%を超える面積を確保する」とされていますが、森林法に規定された最低限度の面積です。自然地の改変を伴う50ha超の大規模開発では、森林面積は40%以上を確保するのが通例であり、25%は少な過ぎます。これでは、環境に配慮した開発事業は困難と言わざるを得ません。 ・造成計画では、当初計画で盛土の箇所として期待していた谷津田は、方法書に対する市長意見により除外したため、ほとんどが切土となっています。また、1,367,840 m³の残土を搬出することになり、工事用車両の走行による大きな影響が懸念されます。 ・緑地を増やすように土地利用計画を見直すことにより、切土が減り、それに伴って残土量も減って工事用車両も減ります。さらに、緑地をうまくネットワークするランドスケープ(大規模な幹線緑道の配置等)を計画することで、人と生きものが共存できる生物多様性に配慮したネイチャーポジティブなプランの立案が可能になるのではないのでしょうか。 ・本開発計画地を含む地域は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に指定されています。生物多様性に配慮した土地利用計画の見直しが必要です。 ・近年、企業はTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)等の関係から、生物多様性保全を企業活動に取り込むことが求められています。 ・緑あふれる生物多様性に配慮した魅力的な土地利用計画にすることで、優良な企業の誘致が可能になると考えられます。 	<p>住民の皆様からいただいた土地利用計画の見直しに関するご提言につきましては、本事業の社会的意義および実現性の観点から、現行計画が最適かつ妥当なものであると考えております。</p> <p>森林確保率については、すでに下大和田の谷津田区域を開発から除外した上で(当初土地利用計画10.4%)、千葉市の審査基準を厳格に遵守した現況森林の25%以上の緑地を確保しており、これに加えて適切な雨水浸透施設や環境保全措置を講じることで、法令に基づいた適正な開発規模を維持しております。また、残土搬出に伴う車両通行についても、中野IC直結のアクセス道路活用や徹底した運行管理により地域への影響低減を十分に図っており、これ以上の緑地拡大による事業面積の縮小は、地域経済の自立や雇用創出という本事業の主目的を損ない、事業採算性を著しく悪化させるため現実的ではありません。</p> <p>下大和田谷津の生物多様性に関する高い評価については十分認識しておりますが、環境省による「重要里地里山」の選定は、地域の人々の暮らしや土地の利活用に対して新たな制約や規制を生じさせるものではなく、管理手法の継続を義務付けるものでもないと定義されております。</p> <p>TNFD等の国際的な潮流についても十分に認識しておりますが、本計画で確保する緑地や調整池を質の高い生物生息空間として整備・管理することで、現況の生態系と調和した「次世代型産業拠点」としての魅力十分に創出できるものと確信しており、公的指針に合致した現在の計画に基づき、着実に事業を推進してまいります。</p>
<p>6-20</p>	<p>(2-4-7 汚水排水、雨水排水及び調整池計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島川は、千葉県中北部を流れる一級河川で、利根川水系の最南端に位置し、印旛沼への最大流入河川ですが、上流部に大和田調整池があるだけで洪水調節機能は水田や森林に大きく依存しています。本開発計画による大規模な森林伐採が行われると、洪水調節機能も損なわれます。 ・開発計画地周辺は水はげが悪く、雨が降ると鹿島川が氾濫して県道131号が冠水し、通行不能になることがあります。 ・開発計画地には、東金有料道路の雨水排水、若葉区中野町および八街市山田台からの雨水も流入しており集水域が広大です。計画調整池の規模で十分か事業者の見解を示して下さい。 ・県道131号に接続する新設道路が鹿島川を跨ぐ箇所は、ボックスカルバートにする計画のようですが、大雨が降ると増大する河川流量を飲み込めなくなり、さらに、新設道路の盛土部が鹿島川を 	<p>本計画における調整池の規模算定および河川横断構造物の設計は、千葉県の定める「指針」等に基づき、将来的な土地利用の変化を織り込んだ上で厳格に実施しており、集水域の広さや周辺の冠水履歴についても十分に検証済みです。森林の洪水調節機能については、指針に基づき適切に配置される調整池によってその機能を十分に代替・補強する計画となっており、独断的な推測ではなく科学的根拠に基づいて安全性を担保しております。また、新</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>堰き止めることになって、上流部は広く洪水を招く懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上から、新設道路が鹿島川を跨ぐ箇所を含めて、新設道路の広い範囲は橋梁に変更する必要があると考えられますが、事業者の見解を示して下さい。 	<p>設道路の鹿島川横断箇所につきましても、想定される最大流量を安全に流下させる能力を備えたボックスカルバート構造を選定しており、盛土部による堰き止めなどの事態が生じないよう設計上の配慮を完遂していることから、多大なコストを要する橋梁への構造変更を行う必要性は全くないものと判断しており、現行計画が地域の防災・安全面において最善かつ十分な内容であると確信しております。</p>
6-21	<p>(3-2-3 土地利用の状況について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 都市計画の状況」に開発計画地が市街化調整区域にあることの記載がありません。 <p>(3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 自然環境保全関係法令等」に新設道路予定地の周辺は農振農用地の指定があることの記載がありません。 ・上記については、本開発事業における法令許認可上の重要事項であり、記載することが必要です。 ・また、市街化調整区域及び農振農用地の許認可に係わる関係機関との協議状況について、事業者の見解を示して下さい。 	<p>ご指摘いただいた都市計画上の区分および農地法に基づく指定状況については、法令遵守の観点から重要事項であると認識しており、市街化調整区域および農振農用地の指定状況の詳細は、今後の評価書において適切に記載・反映してまいります。</p> <p>また、関係機関との許認可協議の状況につきましては、環境影響評価の手続きが完了した後に、具体的な行政協議を本格化させる計画となっております。</p>
7-1	<p>説明会において、 工事の際、下大和田 17 号道路を使用するか？ という質問に対し、話し始めた代表・浅川剛司氏に、 が「俺がやる、どけ！」と割って入り、「使うに決まってる。使わなければならない。新設道路ができるまでは使う」と回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのくらいの期間、どれくらいの工事車両（台数）がこの道を通るのか？ <p>という質問に対し、同氏は「そんなこと、わかるわけない」と回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設道路は本当にできるのか？ <p>同氏：できなければ山田 IC からの道を作るしかないが、それに何の得があるのか？ 計画通りの道路ができなければこの開発はやらない。</p> <p>17 号道路は道幅が狭く、すでにひび割れだらけです。大気、排気ガス臭、騒音、振動、安全面などにおいて心配。 また、17 号入口（鹿殿神社前）の小さな変形五叉路はカーブの中央付近であり、左右の見通し悪いにもかかわらず信号機がなく、普段でも出入りや横断に大変気を使う道である。 (元バス停跡にある信号機から近く、信号機の新設も移設もできないため) 準備書の 2 章では工事に使わないことになってる 17 号が、2-22(24) 7 章や 8 章では工事用車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路と示されている。 7-13(255), 7-20(262), 7-21(263), 7-25(267), 7-26(268), 8-4(314), 8-6(316), 8-4(314), 8-6(316), 他 ダンプ等の重く大きな工事車両が毎日何台も 17 号を通れば住民の生活に支障が出るし、説明者の態度も威圧・威嚇的で質問を封じる雰囲気があった。怖かった。 その後、代表・浅川剛司氏は「極力使わないようにする」と説明したが、つまりは「使う」ということで、「極力」がどれくらいの台数</p>	<p>ご意見の内容から、弊社（事業者：美樹観光）が令和 8 年 2 月 23 日（月）10 時より、下大和田町内会向けに開催しました説明会に関するご意見だと判断できますので、それを前提に回答致します。</p> <p>まず、2 月 23 日に開催しました説明会は、地元説明会としまして、事業者が自主的に開催しました説明会になります。</p> <p>その趣旨としましては、現在の下大和田町開発計画に関する進捗状況を周辺住民の皆様へ説明する趣旨のもと開催しました。</p> <p>なお、現在の進捗が環境影響評価の準備書の段階にあることから、説明会の主な内容が環境影響評価を中心とした内容になりましたが、あくまで事業全体の説明会として開催させて頂きました。</p> <p>ご意見の内容から、説明会にて議論が発生した趣旨が記載されていますが、この議論の際に、ご説明したことが、現在の既存道路（意見書の下大和田 17 号線を中心とした道路）についてのご質問があったので、工事中は極力使用しないことをご説明しました。</p> <p>ただ、100%既存道路を使用しないかどうかとなりますと、事前調査、予備調査等も含めて、工事</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>を想定しているかが曖昧で不明だった。 しかも[]は「(17号) 使うに決まってる。使わなければいけない。新設道路ができるまでは使う」と明言した。 これは住民にとっては大問題。生活が壊れる。←意見書提出の理由です。</p>	<p>に關係する車両が通行することも考慮して、ご説明をさせて頂きました。 本ご意見に対しましては、今後、地元説明会を開催させて頂いた際に、再度ご説明をさせて頂きたいと思ひます。</p>
7-2	<p>説明会では何の資料配布もなく、唯一ホワイトボードに貼られた土地利用計画平面図も「いい加減なものでまだどうなるか決まっていなないので、あえて資料として配らなかつた、とにかくまだ何も決まっていなないので、質問に答えられない、説明会はアセスが終わったことを報告するためだけのもの」という説明は、市に正式な準備書が提出されている地元説明会として成立してないと思ひます。17号道路を工事車両が使うこと以外、4年前と同じく何も分からなかつた。</p>	<p>このご意見についても「7-1」と同様に、2月23日に開催しました説明会でのご意見かと判断できます。 土地利用計画図の提示につきましては、現在は千葉市による審査過程にある「環境影響評価準備書」の段階であり、詳細な設計を確定させる「開発許可」の段階ではないという制度上の区分に基づいた対応を行いました。提示した図面は、現段階で確定事項として資料配布を行うことは、かえって誤解を招く恐れがあるとの判断から、会場内での掲示および参照に留めたものです。 また、説明会での発言につきましても、準備書の公表を経て審査プロセスという一つの節目にある現状をお伝えする意図であり、手続きそのものが全て完了したという認識ではございません。現在は、条例に基づき行政や市民の皆様から広く意見を伺い、審査を受けている継続中の段階にあります。 なお、次回の地元説明会等では、今回のご意見を踏まえまして、説明内容を分かりやすくなるように改善させて頂きます。</p>
7-3	<p>中に入る企業もまだ分からず、データセンターなども検討中とのことだが、データセンターであれば地下水やエネルギー使用量など、準備書での予測評価は意味を持たないことになるのではないかと？</p>	<p>準備書における各環境要素の予測は、影響が最大となる業種の原単位を用いて実施しており、安全側の評価となっています。</p>
7-4	<p>環境に配慮するため、開発地域周囲の谷津田等湿地を対象事業実施区域から除外し「保全」したため、その区域は荒れ放題となり、かえって地域のためにならないのではないかと、地域住民から要望があれば開発して道を整備することも可能だが、そうでなければその土地の契約を解消して地主に返却することになるだろう、との話に驚いた。 保全とは手を触れてはいけないことだから放置と同義、「荒れ放題」は「保全」であり「住民の役には立たない」とし、用地の契約解消をちらつかせ、住民から開発の支持を得ようとする事業者は、環境意識が極めて低く、保全能力もなく、阿漕さばかりが露呈した。</p>	<p>谷津田区域を事業実施区域から除外した判断は、貴重な湿地環境を直接的な改変から回避させるという環境保全の観点に基づくものです。「保全」とは、開発による人為的な改変を行わず現状の生態系を維持することを指しており、これを「放置」と捉える意図はございません。 将来的な土地の所有や管理に関する説明につきましては、当該地の多くが「農地」であるという法的性質を踏まえたものです。農地法等の制約により、開発を伴わない形での所有権移転が困難な場合、最終的な管理責任は土地所有者に帰属することになります。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>そのため、地権者の方々が自力での維持管理を困難とされている実情を考慮し、将来的な管理のあり方については今後も地権者の皆様と誠実に協議を継続していく必要があるという事実をお伝えしたものです。</p> <p>事業者は、除外地の保全と事業の推進を両立させるべく、適切な土地利用のあり方について関係者との合意形成を図りながら進めてまいります。</p>
8-1	<p><u>意見. 谷津田の魅力の発信に向けた活動の場としての利用のために残してください。</u></p> <p>(意見の理由)</p> <p>私は大学1年生の時に下大和田町の谷津田について知りました。実際に行ってみるとそこには森林や水田、小川などの自然環境が広がっており、鳥類や魚類、植物など生物の種類が多いことにも驚きを感じました。また、春・夏・秋・冬と一年を通じて違った景色を見られることも谷津田の持つ魅力であると感じています。これらの経験から、私は下大和田町の谷津田において谷津田ならではの自然環境、及び景観や生物を写真等で記録することで今後子どもから大人まで幅広い年齢層の方々に谷津田について知っていただくための活動をしたいと考えています。したがって、開発はせずに前述したような谷津田の魅力の発信に向けた活動の場として残していただきたいと思います。</p>	<p>学生時代から下大和田町の谷津田に親しみ、その景観や生物多様性に深い価値を見出しておられる貴重なご意見として承りました。</p> <p>本事業におきましても、下大和田の谷津田区域についてはその重要性を鑑み、当初より開発区域から除外して現状のまま保全する計画としております(当初土地利用計画の10.4%)。しかしながら、地域全体の持続可能性を考慮した際、自然環境の維持と並行して、次世代の生活を支える経済基盤や雇用の創出もまた不可欠な課題であると考えております。</p> <p>したがって、谷津田という貴重な自然資本を保護しつつ、その周辺に現代的な産業拠点を構築することで、地域社会の活力を維持・発展させていく現行計画が最善であると判断しております。開発区域内においても、指針に基づいた緑地の確保や環境保全措置を適切に講じることで、皆様が大切にされている自然景観と産業活動が共生できる次世代型の拠点形成を目指してまいります。</p>
8-2	<p><u>意見. 野生動物の生息地への立ち入りに関する安全配慮に新しい事項を追加してください。</u></p> <p>(意見の理由)</p> <p>対象事業実施区域ではキツネを含む野生動物の生息が確認されていますが、それらの体表にはマダニや寄生虫などが付着している危険性があり、本事業の実施に伴って人との距離が縮まることで工事に従事される方々の人体に影響が及ぶ可能性が考えられます。そのため、工事に従事される方々の安全配慮にその事項を加えていただきたいです。</p>	<p>工事従事者の安全確保に関する貴重なご意見をいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>本事業の実施区域においてキツネ等の野生動物の生息が確認されていることを踏まえ、マダニや寄生虫等による感染症のリスクを重要な安全管理項目として認識し、工事従事者に対しては、防護服の適切な着用や作業後の衛生管理、野生動物との接触回避に関する徹底した安全教育を実施するとともに、現場の安全衛生計画にこれらの対策を具体的に盛り込むことで、従事者の健康と安全を最優先に配慮した施工管理に万全を期してまいります。</p>
9	<p><貴重生物の減少または絶滅> 当該地域は千葉県はもちろん、千葉県あるいは全国的にも貴重にな</p>	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>った生物の生息地になっています。魚類に限ってみても、ホトケドジョウ（国 EN, 県 C, 市 A）、ミナミメダカ（国 VU, 県 B, 市 A）、キンブナ（国 NT, 県 A, 市 B）、ギンブナ（県 D, 市 C）、ヒガシマドジョウ（県 B, 市 B）、トウヨシノボリ（市 C）などがあげられます。これらの種は希に採集されるのではなく、この地でいつでも見られます。希少種が生活できるという事は、この場所が生物多様性に富む良好な水辺の環境が残っていて、そのような環境が全国的に失われつつあることを、象徴的に示すものです。</p> <p>ここで重要なことは、人がかかわることによってこの環境が維持されているという事です。人が米づくりを通して、水路や田んぼを維持することで、無意識のうちに荒廃化を防ぎ、谷津田を保全しているのです。</p> <p>準備書には谷津田を残すと書かれていますが、人がかかわらなければ生物にとって良好な環境は維持できません。この計画には谷津田をどうすれば生物多様性に富む場所として残していくかが記載されていません。谷津田を維持、生態系を保全していくのかという基本的な発想が根本的にないのではないのでしょうか。開発側は湿地＝谷津田と認識しているのでしょうか、「場所」を残せば谷津田と生きものが維持できると考えているとしか思えません。谷津田の「守り人」をどう確保して保全につなげていくかが重要なのです。</p> <p>（国：環境省，県：千葉県，市：千葉市）</p>	<p>継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>現在の植生遷移等に伴う変化については、事後調査を通じて状況の把握に努め、引き続き土地所有者として適切な対応を検討してまいります。</p>
10-1	<p>意見、残す緑地・森林・水面の面積を増やしてください。 意見の理由</p> <p>現在の準備書の計画では、千葉市が設定した基準ギリギリの自然しか残されません。水辺や湿地・林間部に生息する生き物や生態系に多大な負の影響が発生することが考えられます。この計画は、“自然と共生”を謳うものとは捉えられません。具体的に、どの場所をどのようにどれだけ残せば良いかは、私以外の市民の方や専門家の皆様が指摘して下さると思います。ただ、素人でも理解が可能で提案できる、自然と調和した開発をする方法があります。それは、元々あった自然をなるべく多く残すことです。これほど簡単なことが出来ないのであれば、それはそもそも開発事業者の設計技術や運営計画に問題があると考えますので、事業者様の身の為にも行うべきではないと思います。</p>	<p>「可能な限り現況の自然を残すべき」という切実な願いを真摯に受け止めつつも、本事業は、地域の持続的な経済自立と雇用を創出する重い社会的使命を担っており、すでに下大和田の谷津田区域を開発から除外して保全を図っている現状において、さらなる緑地拡大による事業面積の縮小は、事業採算性および計画の根幹を揺るがすため現実的ではありませんが、指針に基づき確保する現況森林の25%以上の緑地や調整池を、専門家の知見を活かした質の高い生物生息空間として整備・管理することで、開発と豊かな生態系が高度に調和する次世代型の産業拠点形成に全力を尽くしてまいります。</p>
10-2	<p>意見、自然を広く市民に開放し、憩いの場として提供してください</p> <p>現在、開発計画区域から除外した場所で、環境保全を行うNPO団体が活動しています。方法書段階の千葉市長意見にて、現地住人と市民団体との相談・合意形成をしっかりと行うように命令されましたが、事業者は市民団体に対して良い関係を築けていません。また、交渉の場では、事業者が有利になるように協力を要請・または脅喝とも受け取れるような提案があったと聞きます。そして、アセスメント調査が終了した段階で、現在NPO団体は計画区域外での活動を禁じられ、豊かな里山・湿地環境が損なわれています。このような事業者側の態度は直ちに改めるべきですし、今後市民団体やその他の利用者が計画地を訪れることを想定した際、このような前例があったことでふれあい活動の場としての価値が大きく損なわれる可能性があります。いや、既に損なわれています。</p> <p>私は大学生で、この下大和田地域の谷津田・里山環境で卒業研究を行おうと考えています。私以外にも、自然環境や生物を専攻している研究活動者は多く、この貴重な自然環境が閉ざされているのは、人類の公益に反していると考えます。どうか、貴重で価値のある自然環境を広く市民に開放してください。また、研究者や作家が</p>	<p>下大和田の谷津田に対する学術的な関心や活動の場の開放を求めるご意見は承りましたが、本事業は民間事業者による適正な土地利用計画に基づき、多大な投資と責任をもって地域の経済自立や雇用創出を目指すものであり、特定の個人や団体の活動を優先させるために私有地の利用権限を制限されるべき性質のものではないと考えております。</p> <p>工事期間中の安全確保や供用後の施設管理、防犯上の観点から、計画区域内への自由な立ち入りや排他的な利用を認めることは現実的に困難であり、一部の主観的な要望に応えることで事業全体の採算性や安全性を損なうことは、企業としての責任を果た</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>調査研究で気軽に谷津田を利用できるように、歓迎していただきたいです。</p>	<p>すことには繋がりません。下大和田の谷津田区域を開発から除外して保全を図る現行計画こそが、私有財産としての活用と環境保護を両立させる最大限の配慮であり、今後も法令に則った適正な手続きを通じて、特定の利害に偏ることなく、地域社会の持続的な発展に寄与する事業運営に邁進してまいります。</p>
11-1	<p>私は谷津田の保全活動に参加しています。開発予定地の下大和田一帯には豊かな森があり、タカやサシバなどの鳥も生息しています。山の手入れ作業を行った際、フクロウの死骸も見たことがあります。今回の準備書面では県道131号線につながる進入道路が計画されていますが、その予定地のすぐ横でミゾゴイという世界で1000羽しかいない絶滅危惧種の鳥が確認されています。(2022年に確認。2023年9月12日朝日新聞に掲載された)千葉県レッドリストA最重要保護生物になっています。日本でしか繁殖できない貴重な種であり、環境省も保護すべき鳥に指定しています。</p> <p>このミゾゴイへの配慮をお願いします。サシバだけでなくミゾゴイについても繁殖期において工事工程を調整していただきたくお願いします。しかし一番重要なのはこの地域は低湿地帯であり、緑豊かな所で生態系を維持する重要な場所なので、道路は別なルートにしてほしいと思います。</p>	<p>ミゾゴイについては、「ミゾゴイ保護の進め方」(平成28年6月、環境省自然環境局野生生物課)の内容に基づき予測・評価を実施しております。この資料における「ミゾゴイ及びその生息環境に対する配慮」の1項目目には、「営巣環境の維持」との題で、「ミゾゴイの営巣環境を維持するため、営巣地を事業区域に含めないこととするなど事業区域の見直しを検討することが挙げられる」内容が掲載されております。本事業の当初の検討においては、アクセス道路が本種の営巣地がある樹林を通過する案もありましたが、上記の内容を受け、同案を廃止することとしました。以上により、確認された営巣地を含む営巣林全体を保全することで、影響の回避・低減を図っています。</p> <p>また、サシバとミゾゴイはともに夏鳥であり日本への渡来時期や繁殖期が重なることから、サシバを対象に実施する工事工程の調整は、ミゾゴイへの影響の低減にもつながると考えます。</p> <p>アクセス道路のルートについては、上記のとおりミゾゴイへ配慮した結果であることをご理解頂きますと幸いです。</p>
11-2	<p>谷津田には湧水があり、きれいな水を供給しており、そこにはメダカやトンボ、シュノーケルカエル、アカガエル等が生息しています。しかしそれは大きな森や土壌があり、地下水を涵養し、湧水を湧き出させてくれるからだと思います。</p> <p>準備書の説明資料P42ページの6-5に、「地下水涵養量の変化及び湧水量の変化は71%~76.4%」とありますが、雨水樹の設置を義務づける等などをしなければ、地下水はもっと、減少するのではないかと思います。地表がコンクリートに覆われてしまえば、雨水も川に流れていくだけになります。また地下水の取水も原則禁止を徹底してもらわないと昨今の水道料金の値上げなどにより、企業が利用しようとするのではないかと心配です。</p> <p>また今回の開発計画は66haという広大な面積にもかかわらず、緑地の面積が少なく、しかもその緑地は工業団地の縁辺を囲うような僅かな薄い森になっています。緑地、森林を残すならば、もっとまとまった形、量で森林を残していただかないと、生態系は維持できず、弱い鳥や昆虫、生物は生き残れないのではないかと思います。緑地の広さと位置を再考していただきたいと思います。ここは本当</p>	<p>面積の比率から直感的に抱かれる懸念は理解いたしますが、本準備書における地下水涵養量の予測は、単なる面積の引き算ではなく、各種原単位を基に導き出された科学的根拠に基づくものです。</p> <p>森林が減少することは事実ですが、開発区域内において浸透適地への雨水浸透施設の設置などの環境保全措置を講じることにより、涵養量の変化を理論上23.6%の減少幅に抑えられることは、定量的な予測の結果であり、主観的な予測ではありません。</p> <p>また、本事業において「地下水</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>に奇跡的に残った自然の宝庫だと思います。</p>	<p>を使用しない」とする方針は、単なる努力目標や不確定な予定事項ではなく、環境影響評価準備書に明記した「環境保全措置」としての正式な決定事項です。</p> <p>準備書及びその後の評価書に記載された内容は、千葉市による審査を経て、事業実施の前提となる公的な約束事となります。これに基づき、進出する各事業者に対しても、地下水利用を行わないことを立地条件や契約等を通じて徹底してまいります。</p> <p>したがって、本記載は行政的な手続きに裏打ちされた実効性のある担保であり、不確定な要素を排除し、地域の水資源を保護するための確実な方針として位置づけております。</p> <p>森林土壌が持つ「緑のダム」としての保水機能や、水質の浄化、栄養供給といった多面的な役割は、下大和田の谷津田の生態系を支える不可欠な要素であると認識しております。本事業において、最も核心的な谷津田およびそれに隣接する斜面樹林地を開発対象から除外し、現状のまま保全する計画としているのは、まさにこれらの機能を維持することを目的としたものです。</p> <p>開発区域において失われる森林機能に対しては、単に雨水を地下へ戻すだけでなく、雨水浸透施設や調整池において土砂の流出を抑制する機能を確保することで、下流の水環境への負荷を低減いたします。また、計画地内に配置する緩衝緑地については、可能な限り既存の土壤環境や植生を活かした整備を検討し、土壤侵食の防止と水循環への寄与に努めます。</p> <p>準備書における評価は、これらの保全措置を講じることで、谷津田へ供給される水の「量」と「質」の両面において、地域の生態系に致命的な支障を及ぼさないことを確認したものです。今後も、森林が持つ多面的な機能を代替・補完する施設設計と管理を徹底し、自然環境と調和した事業運営に邁進してまいります。</p>
11-3	<p>新しく作られる計画の進入道路は低湿地帯にあり、軟弱地盤です。台風の際は鹿島川が氾濫し、131号線も一時不通になったこともあったと聞いています。ここを安全な道路にするには盛り土をしたり、補強材を入れたりしないといけないと思います。あるいは高い場所に設置しなければならないはずですが、この工事の影響評価は</p>	<p>工事用車両につきましても、産業用地への進入道路（取付道路）を仮設道路として使用する予定となります。</p> <p>また、131号線との接続につき</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>されているのでしょうか？盛り土をする場合の工事車両はどこを通るのでしょうか？ また131号線とどのようにつながっていくのか具体的に示されず、示してほしいと思います。</p>	<p>ましては、警察署等との協議が途中の状況にありますので、明確には回答ができません。 弊社としましては、信号等を取り付ける計画ではありますが、不確かになるので回答が難しい状況です。</p>
12-1	<p>私は方法書についても意見を述べたものです。その意見に対する事業者の見解は正しく受け止めてくれたものではありませんでしたので、方法書の時と重複しますが重ねて意見を述べます。方法書の際のようにここでは詳細は述べませんが5-15(199)から5-22(206)をご参照ください。</p> <p>1 30by30、ネイチャーポジティブが要請されている時代背景の中で整合性をどのようにはかったのか回答を求めました。 事業者の見解は次の通りでした。 「谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から谷津田の区域を除外した上で、できる限りの地下水の涵養策を講じることとしました。</p> <p>対象事業実施区域内における現状の森林面積の25%以上を森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努めるなど、土地利用や造成地盤配置の検討にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する野生動植物への影響を可能な限り低減するよう努めます。動物、植物、生態系などへの影響についての予測・評価の結果は「第8章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。」 としています。事業者見解の中で「谷津田の環境保全等に配慮するため事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から除外した。」 「現状の森林面積の25%以上を森林とした」という文言があたかも免罪符のように使われています。 千葉市の谷津田保全地域が含まれていることを承知しながら、環境省の生物多様性保全上重要な里山選定地であることを承知しながら、関東・水と緑のネットワーク拠点百選選定地であること承知しながら、貴重な動植物が生息することを承知しながら、湧水はないなどと、無謀とも言える計画で市長から一部谷津田部分を除外するよう指示され、多くの市民からも除外を求められたもので、配慮した事項とは認められません。大風呂敷を広げて半分除外して配慮したと言っているようなものです。 また、森林面積の25%は「森林開発許可審査基準」の工場施設など25%以上というギリギリの数値で、逆に言えば70%以上を喪失させるものです。 「対象事業の目的の「自然環境との調和」はどこの所を言っているのでしょうか 何処にネイチャーポジティブとの整合性があるのでしょうか。改めてお答えください。」</p> <p>2 開発地域は鹿島川の最上流部に位置する水源涵養地です。 水瓶を支える重要な山林や畑です。この地域の山林畑地をこのような形で開発することは水源涵養に重大な影響を及ぼすもので他の有効活用の道を探っていただきたい。まして谷津をひとつ埋めるといふ行為は水脈をひとつ潰すこととなります。と求めました。この内、谷津田部分は除外されました。 事業者の見解「水源涵養のため、できる限りの地下水の涵養策を講じることとしました。水象（地下水・湧水）への影響についての予測・評価の結果は「第8章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。」というものです。</p>	<p>1 ご指摘いただいた「30by30」や「ネイチャーポジティブ」という国際的潮流、および本地域の高い生態系的価値については十分に認識しておりますが、本事業における「自然環境との調和」とは、法規制の遵守と地域経済の持続性を前提とした現実的な共生のあり方を指しております。 下大和田の谷津田区域を開発対象から除外した判断は、市長意見や市民の皆様の声を真摯に受け止め、事業採算上の制約がある中で民間事業者として可能な限りの譲歩と配慮を行った結果であり、これにより最も核心的な生態系拠点の直接改変を回避しております。また、森林確保率25%についても、千葉県の審査基準を満たした上で、残る区域において質の高い緑地管理や地下水涵養策を講じることで、開発による負の影響を最小化し、産業基盤としての機能と環境保全を両立させる計画としております。ネイチャーポジティブへの整合については、単なる面積の維持のみならず、保全区域の適切な維持管理や新たな環境創造を通じて、地域全体の生物多様性の質的な劣化を防ぐことで寄与していく所存であり、現行計画こそが民間の経済活動と環境保護の接点を模索した最適解であると考えております。</p> <p>面積の比率から直感的に抱かれる懸念は理解いたしますが、本準備書における地下水涵養量の予測は、単なる面積の引き算ではなく、各種原単位を基に導き出された科学的根拠に基づくものです。 森林が減少することは事実ですが、開発区域内において浸透適地への雨水浸透施設の設置など</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>開発面積 66.7 ヘクタールの内、72.3%の山林、11.5%の畑地、計 83.8%を消滅させ、森林面積の 25%以上を森林としたと言われても残置森林は開発面積のわずか 14.76%です。準備書に記載された地下水の涵養策を講じたところで影響が少なく済む筈がありません。</p> <p>説明書の 42 頁には地下水涵養量の変化は 71.0%~76.4%とあります。精密な分析は審査会の先生方にお任せするとして、29%~23.6%の地下水の涵養量が減少すると素人の私は解釈しました。前項の失われる面積の大きさから見て、この程度の減少で済むとは想像できません。仮に準備書どおりの数値に抑えられたとしても、地下水涵養量が 1/4 も失われたら谷津田は乾燥化が進み、谷津田の自然環境は失われます。</p> <p>開発区画の切り土のみの区画だけ浸透ますを設置するとしていますが切り土だけの区画は少数で、大勢に変わりはありません。</p> <p>谷津田を消滅させるような計画のどこに「自然と調和した」があるのでしょうか。</p> <p>ネイチャーポジティブの整合性ははかったのでしょうか。</p> <p>私の素人解釈が間違いであることを願うばかりです。</p> <p>3 対象事業の目的について</p> <p>「千葉市新基本計画」「千葉市基本計画」に沿った計画のように述べられています。</p> <p>千葉市のまちづくりについてはたくさんの記述がありますが、ごく、一部の分野「8」のみを取り上げるのは正鵠を欠くと方法書で意見を述べました。</p> <p>事業者の見解では自然と調和をはかっていることで千葉市基本計画の他の部分にも沿うものとお考えのようです。</p> <p>しかし前述のとおり、どこに自然との調和があるのでしょうか。</p> <p>千葉市が掲げる分野「8」以外も尊重してください。</p> <p>4 人口減少による社会構造の変化</p> <p>今、人口は加速度的に減少しています。社会構造まで変化が及んで来ています。</p> <p>開発地域は開発に伴うような公共インフラが整備されていません。これの整備には巨額の費用を要します。将来の維持管理も負担が生じます。</p> <p>社会構造の変化では、コンパクトシティ化により、行政サービスを確保しようとして動き出しているところもあります。</p> <p>雇用の創出といいますが、人手不足はすでに深刻な状態にあります。流通産業も計画されていますが業界ではドライバー不足が始まっています。バス業界、タクシー業界も然りです。</p> <p>運送関係だけのことではありません。広い業種で外国人の働き手を</p>	<p>の環境保全措置を講じることにより、涵養量の変化を理論上 23.6%の減少幅に抑えられることは、定量的な予測の結果であり、主観的な予測ではありません。ネイチャーポジティブの観点からも、核心部である谷津田を保全した上で、科学的な裏付けに基づき水循環への影響を最小限に留める現計画こそが、産業利用と環境維持を両立させる現実的かつ整合性の取れた回答であると認識しております。</p> <p>千葉市基本計画における各分野の重要性は十分に認識しておりますが、一民間開発事業が市域全体の多岐にわたる全施策を網羅的に包括することは現実的ではなく、本事業においては「産業の振興」や「雇用の創出」といった、民間プロジェクトが果たすべき直接的な役割に主眼を置いて計画を策定しております。</p> <p>もちろん、計画の推進にあたっては「自然環境との調和」という視点も欠かしておらず、下大和田の谷津田区域の保全や科学的根拠に基づく地下水涵養対策を講じることで、市が掲げる環境保全の理念とも整合を図っております。本事業が担う経済的側面での貢献と、計画に盛り込んだ最大限の環境配慮措置を組み合わせることこそが、市全体の持続可能な発展という大きな目標に対し、一事業者の立場から果たせる現実的かつ適正な寄与のあり方であると考えております。</p> <p>人口減少や社会構造の変化、人手不足といったマクロな社会情勢については、民間事業者としても十分に認識した上で、本事業が将来にわたって地域の持続可能性を支える重要な一翼を担うものと確信し、計画を推進しております。</p> <p>インフラ整備や将来の維持管理、労働力確保といった経営的・社会的なリスクについては、事業者自らが責任を持って精査し、事業の採算性と合理性を判断した上で</p>
--	--

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>求めざるを得ない状況になっています。</p> <p>一層の AI 化も進むでしょう。流通産業は AI 化が進んでいます。雇用の創出となるのでしょうか疑問です。</p> <p>御社はアセスメントのとおり、市民の、県民の、国民の財産ともいえる稀有な自然環境を所有しています。この自然環境を生かした、だれからも歓迎される開発事業を是非行っていただきたいと願っています。</p>	<p>投資を決定しているものであり、外部の懸念によって事業の根幹が左右されるべき性質のものではありません。むしろ、深刻な人手不足や AI 化が進む現代だからこそ、最新の自動化技術に対応可能な高機能な産業拠点を整備することは、物流効率化や新たな付加価値、そして高度な雇用機会を地域にもたらすものであり、これこそが変化する社会構造に対する民間サイドからの現実的な回答であると考えております。</p>
12-2	<p>谷津は天然のダムとも言われます。令和 5 年の大雨では谷津内は湖のように水没、県道 131 号線も一部冠水しましたが、ダムの機能は発揮、一気に下流部へ放水することは防いでくれました。近年、異常気象が頻発しています。大雨の頻度も増してくるかもしれません。</p> <p>準備書で素人の私は読み取れないのですが、鹿島川の本流が開発地域にぶつかっているように見えます。大きな管の中を通すようになるのでしょうか。本流が溢れるような状況になったときどうなるのでしょうか。開発地域の地下水涵養もへり、その雨水は速やかに調整池へ流すとしています。上・下流部双方の負担が大きくなるのではないかと危惧します。</p>	<p>本計画における雨水管理は、千葉県の指針に基づき、開発区域内からの流出増分を確実に貯留できる十分な容量の調整池を設置することで、下流河川への負荷を現況以下に抑制する計画となっております。また、新設道路と鹿島川本流の交差部については、想定される最大流量を安全に流下させる能力を備えたボックスカルバート構造を採用しており、適切に通水断面を確保することで上流部への背水影響や溢水リスクを防止いたします。</p> <p>「天然のダム」としての機能についても、開発から除外した下大和田の谷津田区域が引き続きその役割を担うとともに、人工的な調整機能を組み合わせることで、近年の異常気象下においても地域全体の防災安全性を科学的根拠に基づき担保してまいります。</p>
12-3	<p>市長意見 各論 1 (2)</p> <p>「(2) 幅員が狭く、沿道に住宅が存在する下大和田町 17 号線の工事用車両の走行に伴う環境面及び安全面の影響に鑑み、当該道路を極力使用しない計画とすること。」</p> <p>について事業者見解は</p> <p>「(2) 工事の実施にあたっては、新設する道路を主な工事用車両の走行経路にする等、下大和田町 17 号線を極力使用しない計画としました。」と述べています。</p> <p>私は下大和田谷津の維持保全の活動、ふれあい活動に行く際、この下大和田 17 号線を利用しています。17 号線を極力使用しないとの事業者の見解ですが極力と言う表現は曖昧です。</p> <p>どのくらいの期間、どのくらいの工事車両が使用するのか明らかにしてください。</p> <p>あの道を大きな工事車両とすれ違うのは恐怖を感じます。</p>	<p>本事業では、工事の本格着手（造成工事等）に先立ち、まずは県道 131 号から事業実施区域へ直結する取付道路を最優先で整備いたします。その後の本工事における資材搬入や残土運搬等の主要な工事用車両はすべてこの専用道路を通行する計画であり、既存の下大和田町 17 号線を工事車両が常用することはありません。</p> <p>なお、工事開始前の現段階における各種調査や行政手続きに伴う車両通行は、工事そのものを目的としたものではなく、一般車両と同様の限定的な利用に留まります。また、供用開始後においても、進出企業に対しては業務車両・通勤車両を問わず既存集落内の道路を走行しないよう周知・徹底を依頼するため、17 号線への影響は極めて限定的であると判断しております。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>12-4</p>	<p>7. 13. 14. 15. 16</p> <p>注目すべき種の予測結果について 8-360 (670) 頁他各生物種の予測結果を受けて是非とも開発から除外した谷津田の南側斜面林を開発地域から除外してください。谷津の自然は斜面林と一体のものです。</p> <p>・猛禽類の予測結果 サシバについて 「本種の繁殖期中に営巣地周辺での工事を実施する際は、工事工程を調整して本種の工事に対する馴化期間を設ける等の措置を実施することにより、本種の繁殖への影響を低減する。以上の環境保全措置を実施することにより、サシバの営巣・繁殖における変化を低減する。」としています。 営巣中に工事が始まる場合には効果が期待可能ではあるとおもいますが、渡ってきたときに工事が始まっていたら、果たして営巣するのでしょうか。近辺での営巣は行わなくなる可能性があります。オオタカも然り、食物連鎖の頂点に立つ猛禽類については十分な森林環境を残してください。</p> <p>・哺乳動物の予測結果 8-424 (734) 3) その他の予測評価による必要な事項に次のように記載されています。 哺乳類の継続的な生息には、その生息環境（餌となる動物や植物、巣となる森林等）を保全する必要がある。宅地化が進む中でもヒトも様々な目的に利用できる広い自然公園を確保することと、谷津田とその周辺斜面林及び畑地と水田をひとまとまりとした自然度の高い地域を多く残していくことが不可欠である。さらに、これらの地域を河川敷や斜面林等でつなぎ、野生動物がある程度移動可能なものとし、孤立した個体群とならないような工夫が必要である。と述べています。 斜面林の必要性が述べられています。 森林と山林の解釈は同じではありませんが、48.2ヘクタールの山林で、残置森林9.8ヘクタールでは、哺乳動物に与える影響は大です。是非とも開発の在り方を再検討ください。斜面林を除外してください。</p> <p>・両性・爬虫類の予測結果 カエル類は成体になると水場を離れて谷津田から斜面林を登り、林地、草地で生活します。 谷津の開発地域の反対側(北側)はU字溝となっていて吸盤のないニホンアマガエルやアズマヒキガエルはU字溝に遮られて斜面林に入れません。開発で谷津南側の斜面林へ登れなくては致命的です。是非とも除外した谷津の南側斜面林を開発から除外してください。</p> <p>・植物の予測結果 カンアオイについて 開発予定地の斜面林に自生しているカンアオイは分布北限に近い可能性があり、氷河期以来の系統を保持する極めて貴重な自生地です。移植では保全にならず、開発から除外した谷津田の斜面林も是非とも除外してください。 カンアオイは、氷河期の生き証人と呼ばれています。分布史研究では氷河期に三浦半島に生き残った個体群が数万年の長い年月を経てようやく到着した北限近くの生育地である可能性があり、学術的価値は極めて高いと考えられます。このような長期的な進化史・分布史を持つ植物にとって自生地そのものの環境（谷津田の地形・湿度・土壌条件に強く依存、）は代替不可能です。移植ではこの長い歴史的価値の積み重ねを失う事になります。また、移植は難しい植</p>	<p>斜面林について、谷津田に近い改変箇所については、本事業において必要な面積及び造成設計上の安全性の確保を検討した結果、どうしても回避をすることが難しいという判断に至りました。しかしながら、ご意見にあるように谷津田と斜面林の連続性の重要さを踏まえて、企業用地としての利用を避けることで事業者の実行可能な範囲でできる限り自然環境へ配慮する計画としました。また、広場もできる限り自然環境に配慮した計画となるよう努めてまいります。</p> <p>サシバにおけるご指摘の環境保全措置について、効果に不確実性がある点は十分に認識しており、事後調査によりサシバの繁殖状況をモニタリングしていく計画としています。サシバの繁殖ステージと工事工程の重なりは詳細な計画の策定段階で検討することになりますが、どの段階においても効果が得られるよう、努めてまいります。また、サシバは自然の状態でも営巣地を変更することは観察されますので、その変化にも留意し、繁殖状況が適切に把握できるよう調査を実施します。</p> <p>哺乳類について、土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地はできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファゾーンを設けています。以上の措置により、キツネをはじめとした動物が利用する環境内での車両の通行を減少させることができると考えており、ロードキルの低減にもつながると考えます。 一方、企業用地へつながるアクセス道路については、現況と比較して動物の移動経路を制限する可能性が考えられることから、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。</p>
-------------	--	---

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>物とも言われます。自然教育・環境学習の資源にもなるものです。斜面林を開発から除外してください。(準備書でカンアオイの生態的価値が評価されていないのは不都合です。)</p>	<p>両生類について、北側のU字溝の一部には板などが設置されており全ての範囲で落差が生じているわけではなく、また東側は側溝がなくカエル類の行動圏内にも含まれる距離であることから、周囲の樹林へ移動経路は存在すると考えますが、状況に応じて今後も適切な対応を検討してまいります。</p> <p>カンアオイについて、影響の回避に至らなかった要因としては、斜面林の経緯と同様となります。このため、事業者として実行可能な範囲内でできる限り影響を低減する措置として、代償措置である移植を選定しました。移植の実施にあたっては、ご意見にある自生地としての重要性を踏まえるとともにできる限り移植後の生育率を高めるため、移植先は自生地の近辺を基本とし、自生地と移植先の環境を事前に調査してその類似性を検討することで、適切な計画となるよう努めてまいります。</p>
12-5	<p>18 ふれあい活動 市長意見 16 ふれあい活動の場で、「当該団体への意見の聴取等を含め、適切に対応すること。」と求めています。</p> <p>事業者見解では「ふれあい活動の場の現地調査において同団体の活動を見学させて頂く等、適切な対応を行いました。」と述べています。</p> <p>この項では市長が期待しているようなものではなく、国際航業(株)がアセスメント調査の一環で私が所属するちば環境情報センターのイベントに来られたものです。</p> <p>美樹観光(株)からは開発行為に賛成しないとして、開発地域内への立ち入りを禁止され、立ち入ったら不法侵入で訴えらるとまで言われ、2024年以降開発地域内でのふれあい活動は停止しています。したがって維持してきた田んぼも放棄水田となっています。</p> <p>美樹観光(株)には長年、休耕田を提供していただいた恩義がありますが 私は、自然環境を無視した、一片のネイチャーポジティブの整合性のない、開発計画には、賛成いたしかねます。</p> <p>また、開発地域内、周辺に開発に反対する住民がいらっしゃる以上、どんなに良い計画であっても、そこに暮らしていない部外者の身としては開発に賛成とは言えないと考えています。</p>	<p>貴団体によるこれまでの下大和田における活動の意義については十分認識しておりますが、現在は事業実施に向けた準備段階にあり、土地所有者および事業者として、計画区域内における安全管理や責任の所在を明確にする必要があります。現時点ではまだ工事着手前ではありますが、測量や各種詳細調査、および行政手続きが進行中であることから、不測の事態を防止するための適正な立入管理を行っているものであり、これは民間事業者による私有地の維持管理として当然の措置であると考えております。</p> <p>市長意見にある「適切な対応」につきましても、アセスメント調査の一環として貴団体の活動実態を直接確認し、その知見を環境予測に反映させるなど、事業者の立場から可能なプロセスを履行しております。一部でご懸念されているネイチャーポジティブとの整合についても、下大和田の谷津田を開発区域から除外した上で(当初土地利用計画の10.4%)、科学的根拠に基づいた地下水涵養策を講じるなど、開発と保全の現実的な均衡を追求した結果です。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>私有財産の有効活用を通じた地域経済の活性化と、核心的環境の保全を両立させる本計画は、民間事業者としての正当な権利と社会的使命に基づくものであり、今後も法令に則り、特定の主観的な意見に偏ることなく、地域全体の持続可能な発展を目指して事業を推進してまいります。</p>
12-6	<p>6、16 生態系</p> <p>谷津田を開発から除外したことで谷津田の生態系は維持され、動植物に与える影響は回避、軽減されたとしています。谷津田の生態系は長年に亘り人が干渉し水田として維持してきたことによる二次的自然です。谷津田を除外しただけでは、多様性は失われ、環境は劣化します。すでに谷津田全域から水田は消え、自然環境の劣化は予断を許さない所まで来ています。</p> <p>2023年までちば環境情報センターが唯一維持してきた田んぼも立ち入りを禁止され、放棄水田となり、ヨシ、ガマ、マコモが繁り、開放水面はごくわずかとなりました。</p> <p>トンボもメダカもトチカガミやサンショウモなども既に生育の場所を狭められています。ヌマトラノオやオカトラノオもヨシやオギに埋まっていることでしょう。ヘイケボタルは田んぼのホテルです。このままでは消滅します。</p> <p>地権者である御社は「回避、維持される」とした責任を果たしてください。動物も、植物も人と同じ生きものです。猶予がありません。</p>	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。現在の植生遷移等に伴う変化については、事後調査を通じて状況の把握に努め、引き続き土地所有者として適切な対応を検討してまいります。</p>
12-7	<p>22、20、25 廃棄物、安全、他</p> <p>代表的なものに残土量 1,367,840 m³と記載されています。(②-⑦)(⑩)表 2-5-2 土工量)</p> <p>素人計算ですが、仮に 1.7 トン/m³で換算すると 2,325,328 トンとなります。</p> <p>(土質により 1.7 トン、1.8 トン、2.1 トンなどに換算されるようですが低い値で試算しました。)</p> <p>仮に 1 日 10 トントラック 300 台で 3,000 トンを搬出するとして 残土量 2,325,328 トン ÷ 3,000 トン = 775 日 (延搬出日数) となります。</p> <p>1 年 365 日、休なく搬出しても 2 年以上かかることとなります。他にも伐採した樹木の廃棄物などもあり、総量はもっと増えます。</p> <p>廃棄物の搬出は県道 131 号線を利用するとしていますが、沿線には土気中学校があります。土気小学校入口の交差点もあり、通学路にもなっています。</p> <p>県道 131 号線は幅員も狭く歩道の整備も満足できるものではありません。</p> <p>私は土気小学校のセーフティウォッチャーを 2008 年以降現在も行っていますが、毎日、大型車両が 600 台も往き来する事を考えると、ぞっとします。準備書での安全対策はないに等しいものです。</p> <p>開発計画が開発地域の極近隣の住民だけに説明会が行われていますが、学校区、沿線住民、土気中学校、土気小学校でも説明会を実施する必要があります。諸認可がおりる前に実施する必要があります。</p>	<p>工事に関する車両全般の安全対策につきましては、法令を遵守することを基準に徹底周知して参ります。</p> <p>また、広範な地域への説明会等に関しましては、開発許可段階での実施を想定しております。</p>
13-1	<p>交通安全</p> <p>県道 131 号は車歩道の整備が部分的で白線を引いただけの道や側溝の蓋が歩道の所もある、センターラインが無く小さなカーブが多い。沿線に土気小・中学校、知的障害者施設とそのグループホーム 6ヶ所、心静かに尊厳のある時を過ごす為の終末療養施設等の教育・</p>	<p>県道 131 号の歩道整備状況や、土気小・中学校をはじめとする教育施設、療養施設等が点在する地域特性については十分に認識しております。本事業の推進にあた</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>療育・療養施設が有り、20tトラック等の急ぎ走行には違和感がある、また動物を含む交通事故の心配がある。6年の長期工事期間中の事故防止のためには、事業者が主体になり運送事業者だけに任せず定期的に交通安全教育の実施と徹底を図り安心させて頂きたい。</p>	<p>っては、地域住民の皆様の安全確保を重要事項と捉え、工事業者任せにすることなく、事業者が主体となって適切な運行管理に努めてまいります。</p> <p>具体的には、工事車両の運行を原則として日中の時間帯に限ることで、夜間の騒音や事故リスクを抑制する計画としております。また、6年にわたる長期の工事期間中、すべての運転手に対して定期的な交通安全教育を継続して実施し、沿道施設への配慮、歩行者優先の意識、および指定ルートの遵守を徹底させます。</p> <p>これらの教育を通じた運転マナーの向上と、日中の適切な運行管理により、地域の方々の生活環境に配慮しつつ、安全な工事車両の走行を確保してまいります所存です。</p>
13-2	<p>予定企業</p> <p>1 工区の製薬加工で、対象とする薬品の予定を知りたい。何も知らされないのは不安。</p> <p>2 工区の研究開発分野とその試験場の建設・設備計画を知りたい。何も知らされないのは不安</p> <p>3 工区、工業加工（機械、電子、化学）その製造過程で考えられる有害化学物質の使用と有害廃棄物等への公害防止対策について、「廃棄物処理計画」では「企業ごとに適切な処置を行う」と書かれているが、国内の工事現場、加工・製造工場、研究施設に於て適切な処置が行われて無いから現在の千葉県に残土産廃問題がある。公害防止の為に事業者が目を光らせて廃棄物処理計画に最後まで係わるのが筋ではないだろうか。</p> <p>最近地元では、新築工事の挨拶文書が、発注者と施工事業者名で自治会に提出された。</p> <p>その中に「作業員の風紀、安全、衛生の管理は教育実施により徹底を図ります。」の一文があった。地域との良好な関係を保つ為に下大和田開発計画にも同様の配慮をして頂きたい。</p>	<p>まず、各工区への進出予定企業についてですが、準備書に記載した業種区分はあくまで現時点での想定公募基準であり、具体的な企業名や事業計画の詳細は全くの未定です。実際の進出企業が決定した際には、関係法令に基づき、各企業がそれぞれの事業内容に応じた適切な届け出や情報公開を行うこととなります。</p> <p>有害化学物質の使用や廃棄物処理についても、進出する各企業が「公害防止関係法令」や「廃棄物処理法」を遵守し、個別の責任において適切な処理・管理を行うことが法的な大原則です。開発事業者（用地造成者）が、将来の各立地企業の事業活動における個別の公害防止措置まで法的責任を負うものではありませんが、本事業の趣旨に賛同し、環境保全に努める企業が誘致されるよう努めてまいります。</p> <p>なお、工事期間中の対応につきましては、地域住民の皆様との良好な関係を維持するため、ご指摘いただいた視点を重く受け止めております。作業員の風紀、安全、衛生の管理については、教育の実施により徹底を図り、地域の皆様に不安を与えないよう、節度ある施工管理に万全を期してまいります所存です。</p>
14-1	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書 2-5-4 において工事車両の運行は県道 131 号を想定と設定されているが、7 章、8 章の影響評価項目選定、評価結果では“工事用車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路になると想定”として、下大和田 17 号線が加えられている。 ・下大和田 17 号線は道幅が狭く、集落の生活道路であり、工事車両の走行などに耐えうる機能（幅員/舗装構成/沿道環境）は有し 	<p>本事業では、工事の本格着手（造成工事等）に先立ち、まずは県道 131 号から事業実施区域へ直結する取付道路を最優先で整備いたします。その後の本工事における資材搬入や残土運搬等の主</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>ていない。この道路が開発行為を行うための進入路として位置づけられ、環境影響評価で問題とならないことは不可解としか言えない。評価の見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、計画地が仮に供用開始された場合、“進出企業に対し、運搬車両及び通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する”とあるが、この道路網の構成では土気方面からの車両が17号線、20号線に流入する事は必至であり、始業・就業時間帯は車両が集中し、生活道路として安全性が著しく低下することが予想できる。この対処について準備書には、“企業へ要請”するとあるが、担保する法的措置はないため、大半が無視して17、20号線を利用するだろう。しかも物流系の施設が立地するとすると24時間の稼働も想定され、夜間の交通の発生も見込まれることから、騒音の面でも心配である。マイカー通勤を禁止し、バスのみの通勤に限定とするなどの方策が必要である(確約を求める企業が決まっていない)。 ・IC近くに進入路を位置づけ、将来の物流系車両について対応を示したものの、工事用車両については依然、県道131号を走行ルートとしている。方法書の段階でも指摘されているとおり、131号も細く見通しも悪く、センターラインも引けない箇所もある。今回評価項目にはないようにだが、ここを工事用大型車両が走行し、その台数が多くなればなるだけ交通事故の危険度も増加するだろう。“安全運転を心がけるよう指導する”等の詭弁では何の保証もない。事業に併せた道路整備が行われるべきだ。 ・進入路がひとつというのは開発許可基準、宅地開発基準条例、および交通規制の面からも問題であると思う。この道路で事故等が発生すれば陸の孤島となり、17号に關係車両が集中する。その問題を評価書では取り上げていない。土気方面とを結ぶ進入路を新たに設定すべきであり、それがあれば、前記17号、20号線の問題にもかなり対応出来るのではないか。 	<p>要な工事用車両はすべてこの専用道路を通行する計画であり、既存の下大和田町17号線を工事車両が常用することはありません。</p> <p>騒音・振動の調査地点は、当初計画に基づく方法書の記載内容通り、現況を把握するために実施しており、予測地点としては設定していません。</p> <p>なお、工事開始前の現段階における各種調査や行政手続きに伴う車両通行は、工事そのものを目的としたものではなく、一般車両と同様の限定的な利用に留まります。また、供用開始後においても、進出企業に対しては業務車両・通勤車両を問わず既存集落内の道路を走行しないよう周知・徹底を依頼するため、17号線への影響は極めて限定的であると判断しております。</p> <p>また、県道131号の走行については、日中の運行を原則とし、運転手への徹底した安全教育を行うことで事故防止に努めます。道路構造上の制約がある箇所についても、関係機関と連携し、安全な運行に万全を期します。</p> <p>最後に、進入路が1箇所である点については、法的な設置基準および安全性を十分に満たしているものと認識しております。土気方面への新たな接続道路の新設は、さらなる環境変化や用地取得を伴うため、現時点では計画しておりませんが、新設道路と既存道路の適切な運用により、周辺環境への影響を最小限に留めてまいる所存です。</p>
14-2	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響評価にて予測地点の半分以上が、数kmも離れた影響の発生し得ない場所であり、近傍地であっても地域を知る人にとっては、高低差の関係で計画地が見えづらい位置を選んでいるように思える。地点選定について意図的なものが感じられる。 ・しかも、一番に考えなければならない計画地に囲まれる住宅、農地からの景観評価はされていない。近いのだから変わるの当たり前という事なのか。この事業で生活環境が大きく変化してしまう人達の日常への影響について、もっと配慮し、真摯な環境影響評価を行って頂きたい。 ・この計画の問題点、重要課題に立地企業の不明確な事がある。数年先のことを現段階で想定出来ない等の理由では、許可権者の市が万が一許可をした場合、造成が終わっても企業立地が進まない状況も発生しうる。数年先であっても進出を希望し、約束を履行できる信頼性・倫理性のある企業とのマッチングが担保されなければ何も始まらない。 ・現状では受け皿を無理やり造って、モラルも計画性もない事業者に売りさばいて、“なかなか良い会社が購入してくれなかったから”等の言い訳をし、金を掴みながら責任逃れをして終わる。そんな図式が見える。残されたこの地域、住民のみが被害を受け、 	<p>景観の予測地点の選定につきましては、方法書及び方法書に対する千葉市長の意見を勘案して設定しており、適切であると考えます。</p> <p>進出企業の選定と事業の持続性に関するご指摘につきましては、本事業が単なる土地分譲ではなく、地域の産業振興と雇用創出を目的とした長期的なプロジェクトであることを強調させていただきます。現段階では具体的な企業名まで確定させる時期にはございませんが、立地にあたっては千葉市の産業誘導方針等に基づき、地域社会との共生を重んじる信頼性の高い企業の誘致に注力してまいります。</p> <p>「造って終わり」という無責任な</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>不安を抱えたまま生活していくような状況に陥る事は受け入れられない。</p>	<p>開発ではなく、地域の皆様が将来にわたって安心して生活できるよう、適正な企業誘致と環境保全措置の両立を経営責任をもって遂行し、地域経済の発展に寄与する拠点形成を目指してまいります。</p>
<p>14-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下大和田 17 号線を現在の道路線形、20 号線を緑地に沿わせ配置した形態とし、生活道路の移動についてはコミュニティの分断はないとしているが、地域の構成はそれだけではないと思う。立地施設等により区分されることでも、地域住民の交流の阻害要因になる。この事業の遂行に責任を持つならば、もっと広い視点での検討をして頂きたい。 別添図に示すとおり、この計画地は下大和田町域を東西に分けるように設定されている。今回のような事業では、新たに造った区域で新町名を興す例が多いが、そのようになった場合下大和田町域が 2 つに分かれてしまう。さらに事業区域に囲まれた住宅、農地の扱いはどうなるのか。この事についての見解を伺いたい。 また、新町名としない場合、下大和田町内の自治会との関わり方をどうコントロールさせるのか。“居住地ではなく、勤務地であり、自治会とは関係ない”など事業所毎に違う考えをもたれた場合、統一した地域の意思決定が図れないなど、地域の活動、コミュニティの形成、維持において将来的に支障が生じるのではないかと危惧する。 	<p>本事業における道路計画や緑地配置については、既存の生活動線を可能な限り維持し、物理的な分断を避ける設計を行っております。立地施設による視覚的・心理的な区分けが生じないように、適切な緩衝緑地の整備や景観への配慮を通じて、地域環境との調和に努めてまいります。</p> <p>新町名の設定や町域の区分けにつきましては、自治体の行政判断に基づき決定される事項であり、一民間開発事業者が決定権を持つものではありません。また、事業区域内に含まれる既存の住宅や農地については、今回の開発対象から除外されており、これまで通りの生活や営農が継続される前提で計画を策定しております。</p> <p>供用後の進出企業と地域自治会との関わり方については、各企業の自主的な判断に委ねられる部分が多々ありますが、事業者としては、進出企業が地域社会の一員として良好な関係を築くことが望ましいと考えております。もともと、産業拠点という性質上、居住地とは異なる管理体制となることは避けられませんが、企業誘致の段階において地域の特性を周知するなど、円滑な共生に向けた環境づくりに可能な範囲で協力してまいります。将来的な地域の意思決定やコミュニティ運営のあり方については、基本的には行政や地域住民の皆様の主體的な議論に基づき形成されるものと認識しております。</p>
<p>14-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水について現況より 25%減少すると読み取れるが、“保全の措置”にはその対応が示されていない。計画地周辺の水田は河川流量が少ないこともあり、地下水を利用して水田に水を供給している。現状でも地下水量が不足し、給水域に水を補いきれない井戸もあり、順番で給水して対応するなどの対策をしている。この状況でさらに地下水が減ると水田耕作に大変な支障が発生してしまうこととなるが、対策を示して頂きたい。 同じく、計画地周辺の周辺住宅地区も水道の布設はあるが、良質な地下水があるため現在も井戸水を利用している。この事への水量の不足と、将来工業地からの不純物質の浸透による水質の悪化（工業廃水は当然だが、運搬車等の洗浄水、屋外での不純物の放置が雨水とともに地下へ浸透）が懸念される。 	<p>地下水涵養量の変化については、開発区域内の舗装等により約 24%～29%の減少と予測しておりますが、これは広域的な地下水脈そのものを遮断するものではありません。周辺の農業用・生活用井戸への影響を最小限に留めるため、「雨水浸透施設」の設置や未舗装の緑地帯を戦略的に配置し、雨水を可能な限り地下へ還元する計画を策定しております。万が一、本事業に起因して既存井戸の</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>準備書の段階では“検討する”、“務める”ではなく具体的な方策が提示されなければならないのではないかと思うが、この状態では解決の道筋が見えない。</p>	<p>推移や水量に著しい支障が認められた場合には、状況を調査した上で適切に対応を検討してまいります。</p> <p>水質汚染への懸念については、汚濁の発生源ごとに以下の通り明確な分離対策を講じます。まず、進出企業から発生する汚水・生活排水については、すべて公共下水道へ接続して放流するため、現地の地下水や河川を汚染することはありません。また、敷地内の雨水についても、一旦調整池に貯留し、砂泥等を沈殿・分離させた上で鹿島川へと放流する計画です。</p> <p>進出企業に対しては、屋外での不適切な物品放置や廃棄物管理が行われないよう、関係法令の遵守を周知徹底いたします。これらの重層的な対策により、周辺の良質な地下水環境や営農環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な事業運営に万全を期してまいります。</p>
15	<p>鹿島川洪水のおそれ、工事中の交通安全上の問題、生物多様性保全上重要な里地里山に指定されている当地域の環境劣化・景観劣化・動植物の生態系の破壊、湧水・地下水・森林への悪影響、ロードキルの心配、など、多くの問題点があるにもかかわらず、業者の調査は不十分であり、いずれにしても貴重なこの地区の開発には反対です。</p>	<p>本事業の環境影響評価における調査項目および手法については、方法書及びそれに対する千葉市長の専門的な意見を真摯に反映し、適切に設定・実施しております。</p> <p>ご指摘の交通安全やロードキルに関しては、現行の環境影響評価制度における定量的な予測・評価項目には含まれておりませんが、地域住民の皆様の安全確保および里地里山の生態系保全という観点から、その重要性は十分に認識しております。</p> <p>そのため、直接的な予測評価は行っていないものの、事業実施にあたっては、関係機関との協議を通じた交差点形状の工夫、工事用車両の速度制限の徹底、ならびに野生動物の移動に配慮した注意喚起看板の設置など、人身および野生動物双方の安全確保に向けた適切な対策を検討・実施してまいります。</p> <p>その他の治水、地下水、生態系への影響についても、市長意見を踏まえた科学的根拠に基づき、実行可能な保全措置を講じる計画となっております。今後も客観的な事実に基づき、地域の自然環境と調和した適正な事業運営に努めてまいります。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>16-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画では 137 万 m³の残土を場外に排出することになっていますが、使用するトラックの大きさ、台数が明記されていません。粉塵・騒音・振動等被害が心配です。工事及び供用時に何トン車何台/日で延べ何日間か、具体的な交通量を記載し、影響を評価してください。 ・市長意見「幅員が狭く、沿道に住宅が存在する下大和田町 17 号線は極力使用しない計画とすること。」に対し、準備書では「工事の実施には 17 号線を極力使用しない計画」としています。しかし今回地元説明会では「17 号線は使うに決まっている。使わなければならない。」との説明があったと聞いています。17 号線を工事車両が通行することによる大気汚染・騒音・振動・低周波音など影響があります。通行しないでいただきたいです。 ・新設道路と県道 131 号との交差点において調査が行われておりません。大気質・悪臭・騒音・振動・低周波音等について調査を行ってください。 	<p>予測に用いたピーク時の車種別台数は準備書に掲載していますが、工事用車両の山積み表は、評価書の資料編に掲載します。</p> <p>本事業では、工事の本格着手（造成工事等）に先立ち、まずは県道 131 号から事業実施区域へ直結する取付道路を最優先で整備いたします。その後の本工事における資材搬入や残土運搬等の主要な工事用車両はすべてこの専用道路を通行する計画であり、既存の下大和田町 17 号線を工事車両が常用することはありません。</p> <p>なお、工事開始前の現段階における各種調査や行政手続きに伴う車両通行は、工事そのものを目的としたものではなく、一般車両と同様の限定的な利用に留まります。また、供用開始後においても、進出企業に対しては業務車両・通勤車両を問わず既存集落内の道路を走行しないよう周知・徹底を依頼するため、17 号線への影響は極めて限定的であると判断しております。</p> <p>新設道路と県道 131 号線の交差点部付近は現況では、地点②から大きな分岐のない道路で、交通量は変わらないと考え、対象事業修正届出書にその旨を記載した上で、方法書の審査を受けた上で、市長意見を踏まえて設定しており、適切であると考えます。</p>
<p>16-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による「安全」の評価項目を追加する必要があります。 ・地元説明会では工事に 17 号線を使用するとの説明でした。沿道に住宅が密接しており交通安全上大変危険です。 ・計画では 137 万 m³の残土を場外に排出することになっており、10 トントラックであれば 354 台/日の車両が県道を走行することになり、交通安全等周辺への影響が懸念されます。説明会ではトラックの大きさは 10 トンだけではなく 20 トン以上のものも考えているという回答でした。台数は減るものの、県道 131 号線はセンターラインがない箇所も多くあり、安全上問題です。使用する車両の大きさと走行台数を明らかにして、その環境影響を評価してください。 ・新設道路と県道 131 号との交差点は道路幅員も狭く安全上問題ですが、隣接する信号機との距離が 150m 以上離れていないため、信号機の設置が可能かどうか心配です。 	<p>本事業では、工事の本格着手（造成工事等）に先立ち、まずは県道 131 号から事業実施区域へ直結する取付道路を最優先で整備いたします。その後の本工事における資材搬入や残土運搬等の主要な工事用車両はすべてこの専用道路を通行する計画であり、既存の下大和田町 17 号線を工事車両が常用することはありません。</p> <p>新設道路と県道 131 号の交差点における安全確保は、本事業の円滑な運営において極めて重要な課題であると認識しております。ご指摘いただいた隣接信号機との距離制約や道路幅員の状況を踏まえ、今後の詳細設計および施工計画の策定にあたっては、所轄警察署や道路管理者等の関係機関と密接な協議を重ねてまいります。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>信号機の設置可否については、交通量予測や現地の見通し、周辺の交通流への影響などを総合的に判断し、公安委員会の指導に基づき適切な交通安全施設（信号機、標識、路面標示等）の整備を検討いたします。仮に信号機の設置が困難な場合であっても、交差点形状の工夫や視認性の向上、路肩の確保など、代替的な安全対策を含めて検討し、周辺住民の皆様や施設利用者が安心して通行できる道路環境の構築に最善を尽くしてまいります。</p>
16-3	<p>・開発工事によって濁った水が谷津田の水路に流入することによる谷津田の生物への影響が懸念されます。工事及び供用後の谷津田の水路への泥水の流入を防ぐ対策についてお示しください。</p>	<p>対象事業実施区域内に降った雨水は、側溝等を経由して、工事中は十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整池または沈砂池、供用時は十分な雨水貯留能力を持つ調整池に導くことにより、谷津田の水路への泥水の流入を防止します。</p>
16-4	<p>・審査会の委員の先生がご指摘されたように地下水についての調査が不十分です。再調査を求めます。</p>	<p>地下水の水質調査にあたっては、現地採水時のコンタミ防止対策を徹底した上で、登録計量証明事業所においてJIS規格等に基づき適正に分析を実施いたしました。提示したヘキサダイアグラムは、発行された計量証明書の結果を踏まえて作成したものです。特定の時期においてイオンバランスが大きく乖離する例が確認されましたが、他季節の分析結果から、水質の概ねの傾向については把握できているものと判断しております。</p> <p>今回のイオンバランスの偏りについては、特定の原因を断定できるものではありませんが、いくつかの自然由来の要因が重なった可能性が考えられます。</p> <p>その一つとして、HCO_3^-はMアルカリ度法（pH 4.5 終点滴定）で測定しており、この方法は水温やCO_2の平衡変動の影響を受けやすいという性質があります。</p> <p>特に冬季は、採水時の水温と外気温の差によりHCO_3^-が相対的に低めになる可能性があります。また、当該地域は火山灰質・堆積層が主体であり、鉱物の風化状況や季節的な地下水流動の変化により、Caが相対的に変動した可能性も考えられます。</p> <p>理論値との乖離がある場合でも、得られた生のデータを尊重することがアセスメントの透明性を確保する上で不可欠であり、納得できる結果が得られるまで選</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津田の保全にとって湧水は重要です。雨水涵養域が保全されるよう十分配慮してください。 ・鹿島川は洪水調節機能が脆弱です。下大和田町の集落から鹿島川につながるエリアは水はけが悪く、現在でも雨が多く降ると17号線が川のようになります。開発計画地には、東金有料道路の雨水排水、若葉区中野町などからの雨水も流入しており集水域が広大です。そのため現状でも大雨が降ると鹿島川が氾濫し、水田が水没してしまいます。山林を切り開く計画ではこれ以上に洪水被害が拡大する懸念があります。 ・131号に接続する新設道路が鹿島川と交差する部分をボックスカルバートにする計画ですが、大雨が降ると洪水の懸念があります。近年頻発しているゲリラ豪雨など洪水対策について調査してください。 ・調整池を深く掘りこむと平常時に谷津田の水路の水が枯れてしまう恐れがあります。調整池は、谷津田の水路に常に水が確保できるような水位の設定で設計する必要があります。その旨明確に準備書に示してください。 	<p>択的に再調査や再分析を繰り返すことは、調査結果の「恣意的な操作」に繋がりにかぬないとの懸念から、分析結果をありのまま提示しております。</p> <p>あいにく当該試料の保存期間が経過しており、再分析は困難です。今後はデータの更なる信頼性向上のため、必要に応じて追加の現地採水の実施を検討し、補完的なデータの蓄積に努めます。</p> <p>地下水の涵養については、「雨水浸透施設」の設置や未舗装の緑地帯を戦略的に配置し、雨水を可能な限り地下へ還元する計画を策定しております。</p> <p>本計画における雨水管理は、千葉県の指針に基づき、開発区域内からの流出増分を確実に貯留できる十分な容量の調整池を設置することで、下流河川への負荷を現況以下に抑制する計画となっております。また、新設道路と鹿島川本流の交差部については、想定される最大流量を安全に流下させる能力を備えたボックスカルバート構造を採用しており、適切に通水断面を確保することで上流部への背水影響や溢水リスクを防止いたします。</p> <p>鹿島川と交差するボックスカルバートの設計にあたっては、近年の激甚化する降雨状況を十分に考慮し、河川管理者等の指導に基づいた余裕のある通水断面を確保することで、洪水時の溢水防止に万全を期しております。また、開発区域内には、最新の技術基準に基づいた十分な貯留能力を持つ調整池を設置いたします。これにより、ゲリラ豪雨等の際にも開発区域からの雨水流出を一時的に貯留し、下流河川への負荷を現況以下に抑制するピークカット機能を適切に運用することで、周辺地域の治水安全性の確保に努めてまいります。</p> <p>調整池は、池底の掘削を行わず現況地盤面を維持する設計としております。調整池は谷津田の下流側に位置しており、かつ現況の地盤高を削らないことで、周囲の地下水が調整池内へ不自然に流れ込む（吸い出される）現象を防</p>
--	--	---

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		止いたします。これにより、谷津田の湿地環境を支える地下水位を安定的に保つことが可能となります。
16-5	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水は使用しない、誘致した事業者にもその旨協力をお願いする」とのことですが、その約束が必ず守られるとの担保がありません。不確定なことは記載しないようにお願いします。 	<p>本事業において「地下水を使用しない」とする方針は、単なる努力目標や不確定な予定事項ではなく、準備書に明記した決定事項です。</p> <p>準備書及びその後の評価書に記載された内容は、千葉市による審査を経て、事業実施の前提となる公的な約束事となります。これに基づき、進出する各事業者に対しても、地下水利用を行わないことを立地条件や契約等を通じて徹底してまいります。</p> <p>したがって、本記載は行政的な手続きに裏打ちされた実効性のある担保であり、不確定な要素を排除し、地域の水資源を保護するための確実な方針として位置づけております。</p>
16-6	<ul style="list-style-type: none"> 残した谷津田と台地との境界部分の地形や植生については、十分な配慮が必要です。斜面を傾斜は緩やかにし、既存の植生を残して、谷津田と台地とのエコトーンを保全してください。またその旨準備書への記載をお願いします。 谷津田の南側の台地上の植栽についてですが、伐採して新たに植栽するのではなく、現状の樹林地をそのまま保全し、その旨きちんと準備書に記載してください。 	<p>斜面林について、谷津田に近い改変箇所については、本事業において必要な面積及び造成設計上の安全性の確保を検討した結果、どうしても回避することが難しいという判断に至りました。しかしながら、ご意見にあるように谷津田と斜面林の連続性の重要性を踏まえて、企業用地としての利用を避けることで事業者の実行可能な範囲でできる限り自然環境へ配慮する計画としました。また、広場もできる限り自然環境に配慮した計画となるよう努めてまいります。</p>
16-7	<p>市長意見を受けて、谷津田の保全区域は除外されていますが、方法書が公告されたのち事業者により谷津田の耕作や立ち入りが禁止され、保全活動ができない状況となっており、谷津田の環境劣化が進んでいます。谷津田の維持管理（稲作等）がされないことによる影響についての記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全措置については、通り一遍なものになっており、具体性に欠けます。 景観については、事業者により谷津田への立入が禁止され、稲作等による維持管理ができないことで雑草が生い茂り荒れた景観になっており、「ふる里の原風景」としての景観資源の価値はなくなっています。 ふれあい活動の場については、調査結果の内容は、事業者から谷津田への立入を禁止された以前の内容であり、現在は自然とのふれあい活動が制限されて十分な活動ができなく、再調査の実施が必要です。 	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>動物・植物・生態系の予測・評価に用いているデータは現地調査時の現況であり、その内容からある一部分のみのデータの時系列を変化させることは適切ではないと考えています。このため、現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。現在の植生遷移等に伴う変化については、事後調査を通じて状況の把</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>握に努めてまいります。</p> <p>環境保全措置の内容の具体性については、詳細な造成・工事計画を検討する段階で熟度を高める措置もあるため、現時点で確定可能な表現での記載ではありますが、必要な情報は提示していると考えます。</p> <p>景観の価値判断は多角的であるべきですが、本準備書においては、公的な指針に基づき客観的な手法で予測・評価を行っております。現在の植生遷移を含め、将来の土地利用計画との調和を図るための適切な保全措置を講じていることから、現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。</p> <p>ふれあい活動の場の調査内容に関するご指摘についてですが、本準備書の調査・予測は、事業実施前の標準的な状況に基づいて客観的な手法で評価を行うものです。特定の活動が制限されている現在の特殊な状況は、事業計画そのものがもたらす環境影響の評価軸とは性質が異なるものであり、これをもって調査をやり直す必要はないものと考えております。</p> <p>事業者は、今後も地域の自然環境と調和した土地利用計画を推進するとともに、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めてまいります。</p>
16-8	<p>・計画エリアでは、千葉県レッドリストで絶滅とされていたアカギツネが確認されていますが、計画区域内には動物の移動経路となる緑地のネットワークがなく、場内道路での動物の交通事故（ロードキル）が懸念されます。</p> <p>・緑地を増やし、計画地内の公園や周辺緑地を繋ぐ大規模な緑道を配置することが必要です。また、緑道と幹線道路が交差する箇所には、キツネ等の哺乳動物が安心して通れるアニマルパス（ボックスカルバート等の暗渠）を配置することが必要です。</p>	<p>土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地はできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファゾーンを設けています。以上の措置により、キツネをはじめとした動物が利用する環境内での車両の通行を減少させることができると考えており、ロードキルの低減にもつながると考えます。</p> <p>一方、企業用地へつながるアクセス道路については、現況と比較して動物の移動経路を制限する可能性が考えられることから、詳細設計を進める段階でボックス</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の規模については、「千葉県林地開発許可申請審査基準」に基づき、現状の森林面積の25%を超える面積を確保するとされていますが、森林法に規定された最低限度の面積であり、自然地での50ha超の大規模開発では、森林面積は40%以上を確保するのが通例であり、少な過ぎます。これでは、環境に配慮した開発事業は困難（そもそも環境配慮は考えていない）と言わざるを得ません。 	<p>カルバート等の設置可否を検討してまいります。</p> <p>森林確保率については、すでに下大和田の谷津田区域を開発から除外した上で（当初土地利用計画の10.4%）、千葉市の審査基準を厳格に遵守した現況森林の25%以上の緑地を確保しており、これに加えて適切な雨水浸透施設や環境保全措置を講じることで、法令に基づいた適正な開発規模を維持しております。</p>
16-9	<p>準備書の記載不足等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料編に工事関係の資料「山積み表」がなく、どのような種類の建設機械や工事用車両をいつ、何台使用するのか不明で、大気質、騒音、振動などの予測結果の検証ができません。 ・事業目的には「事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を」とありますが、自然環境と調和した計画とは、何を指しているのか不明です。また、30by30やネイチャーポジティブ等の近年の重要な環境動向の記載がありません。 <p>・3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況には、千葉市の上位計画である「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」の概要についての記載がありません。</p>	<p>建設機械及び工事用車両の山積み表は、評価書の資料編に掲載します。</p> <p>本事業における「自然環境との調和」とは、単に緑を残すことだけではなく、地域の生態系の基盤である下大和田の谷津田区域を開発対象から完全に除外し、その保全を最優先とした土地利用計画を指しています。具体的には、最新の水理解析に基づき、湧水源となる地下水涵養機能を維持するための浸透施設整備や、湿地環境を損なわないための排水管理を徹底することで、開発と保全の現実的な均衡を図っております。</p> <p>また、ご指摘の「30by30」や「ネイチャーポジティブ（自然再興）」といった最新の国際的・国内的な環境動向についても十分に認識しております。準備書においては、これらの概念を直接的な用語として記述していない箇所もありますが、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるというその理念については、保全区域の設定や環境影響評価のプロセスを通じて実質的に合致する内容となっております。</p> <p>本事業は、地域経済の活性化という社会的要請に応えつつ、科学的根拠に基づいた環境保全措置を講じることで、次世代に豊かな自然環境を継承可能な形で継承していくことを目指してまいります。</p> <p>「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」は千葉市の上位計画そのものではなく、緑と水辺の施策に関する「部門計画（マスタープラン）」であると認識しております。しかしながら、本事業を</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> • また、計画地が市街化調整区域にあること、新設道路予定地は農振農用地の指定があることの記載がありませんが、本開発事業における法令許認可上の重要事項であり、あえて記載しなかったのではないかと考えられます。 • 植物、動物の既存資料調査では、種数が記載されているだけで、考察がありません。 • 廃棄物では、樹木等の伐採量は算出されていますが、その処分方法（場外搬出等）についての記載がありません。 	<p>推進する上での重要性に鑑み、次段階の「環境影響評価書」においては、当該計画の概要および本事業との関連性について適切に加筆・掲載し、市の施策との整合を図りながら事業を進めてまいる所存です。</p> <p>本計画地が市街化調整区域内に位置すること、および新設道路予定地に農用地区域（農振農用地）が含まれていることについては、事業推進における極めて重要な法的要件として十分に認識しており、現在、関係部局と綿密な協議を継続しております。</p> <p>準備書においてこれらの記載が不足していた点については、環境影響評価の項目選定や予測手法の記述に主眼を置いていたことによるものであり、法令許認可上の重要事項を隠蔽する意図などは全くございません。あえて記載しなかったのではないかとのご懸念は、当社の真意とは著しく異なる憶測であり、そのような意図は断じてないことを明言いたします。</p> <p>既存資料調査の目的は、対象事業実施区域およびその周囲において過去に確認記録のある種を網羅的に把握し、現地調査における重点的な確認対象を抽出することにあります。準備書において種数の記載に留め、詳細な考察を付していない点については、資料ごとに調査時期や精度の背景が異なるため、それらのみで断定的な評価を下すことを避けた結果によるものです。</p> <p>本事業の影響評価においては、これらの既存資料を踏まえた上で実施した最新の現地調査結果に基づき、希少種の生息・生育状況や生息環境の変化について、専門的な見地から科学的な予測・評価を行っております。</p> <p>樹木伐採に伴う発生量については、その全量を単純焼却処分するのではなく、持続可能な資源循環の観点から可能な限り再資源化を図る方針です。現時点では具体的な搬出先や確定量は精査中ですが、伐採木の品質や性状に応じて、建設資材としてのチップ利用、堆肥化、あるいはバイオマス</p>
--	---	--

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> 残土の処分方法（場外搬出等）と搬出先についての記載がありません。 	<p>発電の燃料等、多角的な有効活用に向けた調整を進めております。今後、実施設計の進捗に合わせて、再資源化の目標量や具体的な受入先の選定を行い、実効性の高い資源循環計画を策定してまいります。</p> <p>建設発生土については、現時点では搬出先が確定しておりませんが、近隣の他地区盛土造成現場や仮置き場への搬出を軸に調整を進めており、実施設計の進捗に合わせて具体的な再生利用量や運搬計画を精査した上で、周辺環境に配慮した適正かつ確実な処理体制を構築してまいります。</p>
17-1	<ul style="list-style-type: none"> 「図 8-1-21 工事用車両の走行台数及び予測対象時期」及び「表 8-1-40 将来交通量(工事中)」の工事用車両台数は、山積み表がないので、検証できませんが、一日当たり、大型 115 台、小型 132 台で、合計 247 台とされています。 工事計画では、3 年の工期で 1,367,840 m³の残土を搬出することになっており、10 t ダンプトラック（積載量 5.5 m³）の場合、稼働日数 240 日/年×3 年=720 日で、1 日当たり 345 台となります。予測条件の工事用車両が過小に設定されているのではないかと考えられます。 再度、予測を行う必要があります。 	<p>工事計画を精査の上、準備書の予測条件を上回ると判断された場合には、大気質、騒音、振動等の各項目について再度予測・評価を実施します。</p>
17-2	<ul style="list-style-type: none"> 計画では 137 万 m³の残土を場外に排出することになっており、10 トントラックであれば 345 台/日の車両が県道を走行することになり、交通安全等周辺への影響が懸念されます。説明会ではトラックの大きさは 10 トンだけではなく 20 トン以上のものも考えているという回答でした。台数は減るものの、県道 131 号線はセンターラインがない箇所も多くあり、安全上問題です。工事用車両の予測台数が少なく設定されており、大気質、騒音、振動の予測結果の信頼性に懸念があります。 市長意見「幅員が狭く、沿道に住宅が存在する下大和田町 17 号線は極力使用しない計画とすること。」に対し、事業者は「工事の実施には 17 号線を極力使用しない計画」としてはいますが、今回地元説明会では「17 号線は使うに決まっている。使わなければできない。」との事業者発言があり（参加者談）、準備書内容の信頼性に懸念があります。 新設道路と県道 131 号との交差点において調査が行われておりません。隣接する信号機との距離が 150m 以上離れていないため、安全のための信号機の設置が可能かどうか心配です。 	<p>本事業では、工事の本格着手（造成工事等）に先立ち、まずは県道 131 号から事業実施区域へ直結する取付道路を最優先で整備いたします。その後の本工事における資材搬入や残土運搬等の主要な工事用車両はすべてこの専用道路を通行する計画であり、既存の下大和田町 17 号線を工事車両が常用することはありません。</p> <p>なお、工事開始前の現段階における各種調査や行政手続きに伴う車両通行は、工事そのものを目的としたものではなく、一般車両と同様の限定的な利用に留まります。また、供用開始後においても、進出企業に対しては業務車両・通勤車両を問わず既存集落内の道路を走行しないよう周知・徹底を依頼するため、17 号線への影響は極めて限定的であると判断しております。</p> <p>新設道路と県道 131 号線の交差点付近は現況では、地点②から大きな分岐のない道路で、交通量は変わらないと考え、対象事業修正届出書にその旨を記載した上で、方法書の審査を受けた上で、市長意見を踏まえて大気質、騒音等の調査地点を設定しており、適</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による「安全」の評価項目を追加する必要があります。 	<p>切であると考えます。また、新設道路と県道 131 号の交差点における安全確保は、本事業の円滑な運営において極めて重要な課題であると認識しております。ご指摘いただいた隣接信号機との距離制約や道路幅員の状況を踏まえ、今後の詳細設計および施工計画の策定にあたっては、所轄警察署や道路管理者等の関係機関と密接な協議を重ねてまいります。</p> <p>大型車両の通行に伴う「安全」について、方法書に対する市長意見においても交通シミュレーションの実施は求められていないことから現時点での追加調査は予定しておりませんが、新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。</p>
17-3	<ul style="list-style-type: none"> ・資料編に工事関係の資料「山積み表」がなく、どのような種類、仕様の建設機械や工事用車両をいつ、何台使用するのか不明で、大気質、騒音、振動などの予測結果の検証ができません。 ・事業者ホームページに山積み表を掲載し、追加の提出を求めます。 	<p>建設機械及び工事用車両の山積み表は、評価書の資料編に掲載します。</p>
17-4	<ul style="list-style-type: none"> ・開発工事によって濁った水が谷津田の水路に流入することによる谷津田の生物への影響が懸念されます。工事及び供用後の谷津田の水路への泥水の流入を防ぐ対策についてお示しください。 	<p>対象事業実施区域内に降った雨水は、側溝等を経由して、工事中は十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整池または沈砂池、供用時は十分な雨水貯留能力を持つ調整池に導くことにより、谷津田の水路への泥水の流入を防止します。</p>
17-5	<ul style="list-style-type: none"> ・台地の樹林地は谷津田の水源となっています。谷津田に隣接する台地部が大規模に改変されると、地下水・湧水の枯渇など谷津田の環境に甚大な影響が懸念されます。 ・審査会の委員の先生がご指摘されたように地下水についての調査が不十分です。再調査を求めます。 	<p>地下水の涵養については、「雨水浸透施設」の設置や未舗装の緑地帯を戦略的に配置し、雨水を可能な限り地下へ還元する計画を策定しております。</p> <p>地下水の水質調査にあたっては、現地採水時のコンタミ防止対策を徹底した上で、登録計量証明事業所において JIS 規格等に基づき適正に分析を実施いたしました。提示したヘキサダイアグラムは、発行された計量証明書の結果を踏まえて作成したものです。特定の時期においてイオンバランスが大きく乖離する例が確認されましたが、他季節の分析結果から、水質の概ねの傾向については把握できているものと判断しております。</p> <p>今回のイオンバランスの偏りについては、特定の原因を断定できるものではありませんが、いくつかの自然由来の要因が重なっ</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>・準備書では、地下水涵養や湧水は 24%減るだけとなっていますがその根拠が示されていません。調査では湧水の集積域を特定しており、その約 5 割を事業実施区域が占めておりかなりの影響が危惧されます。事業対象地域の 75%が山林でその約 5 割が失われる計画ですが、対策を施さなくても 3 割しか地下水・湧水への影響がないと計算されており、その根拠が不明です。雨水浸透施設を設置することになっていますが、設置可能な切土エリアだけへの適用では 5%の改善しか期待できないとのことです。最終評価結果として“影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する”との結論は納得できるものではありません。</p>	<p>た可能性が考えられます。</p> <p>その一つとして、HCO_3^-は M アルカリ度法 (pH 4.5 終点滴定) で測定しており、この方法は水温や CO_2 の平衡変動の影響を受けやすいという性質があります。</p> <p>特に冬季は、採水時の水温と外気温の差により HCO_3^-が相対的に低めになる可能性があります。</p> <p>また、当該地域は火山灰質・堆積層が主体であり、鉱物の風化状況や季節的な地下水流動の変化により、Ca が相対的に変動した可能性も考えられます。</p> <p>理論値との乖離がある場合でも、得られた生のデータを尊重することがアセスメントの透明性を確保する上で不可欠であり、納得できる結果が得られるまで選択的に再調査や再分析を繰り返すことは、調査結果の「恣意的な操作」に繋がりがかねないとの懸念から、分析結果をありのまま提示しております。</p> <p>あいにく当該試料の保存期間が経過しており、再分析は困難です。今後はデータの更なる信頼性向上のため、必要に応じて追加の現地採水の実施を検討し、補完的なデータの蓄積に努めます。</p> <p>準備書における地下水涵養量の予測数値は、対象地域の地形や土地利用面積等に基づき、専門的な水循環シミュレーションを用いて算出した科学的根拠に基づくものです。山林の改変面積に対して影響率が約 3 割に留まると算定されたのは、開発区域外から供給される広域的な地下水の流れや雨水の浸透特性等を総合的に解析した結果によるものです。</p> <p>雨水浸透施設の導入効果についても、切土エリアへの設置による直接的な改善効果に加え、未舗装のまま残す緩衝緑地帯の保全や、調整池による一時貯留・浸透機能などを組み合わせることで、谷津田へ供給される湧水量の維持に最大限配慮した計画としております。</p> <p>「実行可能な範囲内で低減が図られている」との評価は、これらの重層的な保全措置を講じることで、地域の水循環システムに致命的な支障を及ぼさないことを客観的に確認した上での結論です。今後も、詳細な設計段階にお</p>
--	--	---

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津田の保全にとって湧水は重要です。雨水涵養域が保全されるよう十分配慮してください。 ・調整池を深く掘りこむと平常時に谷津田の水路の水が枯れてしまう恐れがあります。谷津田の保全には水路、湿地への水の供給が不可欠です。調整池は、谷津田の水路に常に水が確保できるような水位の設定で設計する必要があります。その旨明確に準備書に示してください。 ・森林は単に雨水の地下浸透に貢献するだけでなく、近年激しくなる降雨に対して土壌侵食を防ぎ、また落ち葉や林床生物によって形成される表層土壌は保水や水の浄化・栄養供給など多面的な役割を果たしていますが、本評価ではその視点が欠如しています。 	<p>いてさらなる浸透効率の向上を検討し、地域の貴重な湧水環境の保全に真摯に取り組んでまいり所存です。</p> <p>地下水の涵養については、「雨水浸透施設」の設置や未舗装の緑地帯を戦略的に配置し、雨水を可能な限り地下へ還元する計画を策定しております。</p> <p>調整池は、池底の掘削を行わず現況地盤面を維持する設計としております。調整池は谷津田の下流側に位置しており、かつ現況の地盤高を削らないことで、周囲の地下水が調整池内へ不自然に流れ込む（吸い出される）現象を防止いたします。これにより、谷津田の湿地環境を支える地下水位を安定的に保つことが可能となります。</p> <p>森林土壌が持つ「緑のダム」としての保水機能や、水質の浄化、栄養供給といった多面的な役割は、下大和田の谷津田の生態系を支える不可欠な要素であると認識しております。本事業において、最も核心的な谷津田およびそれに隣接する斜面樹林地を開発対象から除外し、現状のまま保全する計画としているのは、まさにこれらの機能を維持することを目的としたものです。</p> <p>開発区域において失われる森林機能に対しては、単に雨水を地下へ戻すだけでなく、雨水浸透施設や調整池において土砂の流出を抑制する機能を確保することで、下流の水環境への負荷を低減いたします。また、計画地内に配置する緩衝緑地については、可能な限り既存の土壌環境や植生を活かした整備を検討し、土壌侵食の防止と水循環への寄与に努めます。</p> <p>準備書における評価は、これらの保全措置を講じることで、谷津田へ供給される水の「量」と「質」の両面において、地域の生態系に致命的な支障を及ぼさないことを確認したものです。今後も、森林が持つ多面的な機能を代替・補完する施設設計と管理を徹底し、自然環境と調和した事業運営に邁進してまいり所存です。</p>
17-6	・残した谷津田と台地との境界部分の地形や植生については、十分	斜面林について、谷津田に近い

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>な配慮が必要です。斜面を傾斜は緩やかにし、既存の植生を残して、谷津田と台地とのエコトーンを保全してください。またその旨準備書への記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 谷津田の南側の台地上の植栽についてですが、伐採して新たに植栽するのではなく、現状の樹林地をそのまま保全し、その旨きちんと準備書に記載してください。 	<p>改変箇所については、本事業において必要な面積及び造成設計上の安全性の確保を検討した結果、どうしても回避をすることが難しいという判断に至りました。しかしながら、ご意見にあるように谷津田と斜面林の連続性の重要性を踏まえて、企業用地としての利用を避けることで事業者の実行可能な範囲でできる限り自然環境へ配慮する計画としました。また、広場もできる限り自然環境に配慮した計画となるよう努めてまいります。</p>
17-7	<ul style="list-style-type: none"> 計画地を含む地域は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていますが、大規模開発により大きく改変される計画となっています。 下大和田にはヘイケボタルやシュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル等の希少生物が生息しており、千葉市に残された自然豊かな地域です。また開発により森林が伐採されるとオオタカやノスリなど、生態系の頂点に位置する生きものにも影響があり、谷津田を除外しただけでは貴重な生態系は守れません。 放棄水田となった谷津田を復田し、水田での耕作等を通じて、20年以上も生物多様性保全に取り組んできたNPO ちば環境情報センターは、方法書以降、事業者により谷津田の耕作や立ち入りが禁止され、保全活動ができない状況となっており、谷津田の環境劣化が進んでいます。 このように、谷津田の維持管理（稲作等）がされないことによる影響についての予測がされていません。予測及び保全措置の見直しが必要です。 保全措置（影響の回避・低減の観点）については、どれも同じ様な、通り一遍なもので、当該性、具体性に欠けます。 一般的な保全措置と当該地の環境特性から考えられる保全措置を区別して、具体的な保全措置の記載が必要ではないでしょうか。 	<p>谷津田を除外すれば生態系が保全されるわけではないのご意見は十分に認識しており、このために谷津田の周囲は残置・造成森林を基本とするなど、谷津田と斜面林との連続性に配慮した土地利用計画としております。また、谷津田の湿地環境を維持するために重要な地下水涵養につきましても、地下水の涵養については、「雨水浸透施設」の設置や未舗装の緑地帯を戦略的に配置し、雨水を可能な限り地下へ還元する計画を策定しております。森林土壌が持つ「緑のダム」としての保水機能や、水質の浄化、栄養供給といった多面的な役割は、下大和田の谷津田の生態系を支える不可欠な要素であると認識しております。本事業において、最も核心的な谷津田およびそれに隣接する斜面樹林地を開発対象から除外し、現状のまま保全する計画としているのは、まさにこれらの機能を維持することを目的としたものです。</p> <p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>動物・植物・生態系の予測・評価に用いているデータは現地調査時の現況であり、その内容からある一部分のみのデータの時系列を変化させることは適切ではないと考えています。このため、</p>

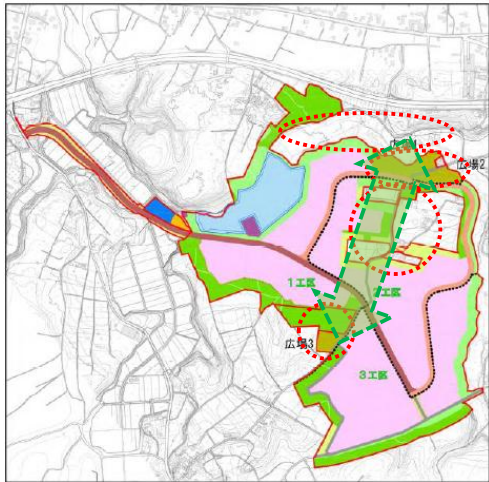
注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。



		<p>現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。現在の植生遷移等に伴う変化については、事後調査を通じて状況の把握に努めてまいります。</p> <p>当該地の環境特性については各項目の評価結果において前段で触れており、環境保全措置の最も重要な前提として谷津田の区域の除外の内容を掲載しています。また、環境保全措置もこの前提に立ち検討しておりますので、ご意見の観点で環境保全措置を区別する必要はないと考えます。内容の具体性については、詳細な造成・工事計画を検討する段階で熟度を高める措置もあるため、現時点で確定可能な表現での記載ではありますが、必要な情報は提示していると考えます。</p>
17-8	<ul style="list-style-type: none"> ・計画エリアでは、千葉市レッドリストで絶滅とされていたアカギツネが確認されていますが、計画区域内には動物の移動経路となる緑地のネットワークがなく、場内道路での動物の交通事故（ロードキル）が懸念されます。 ・緑地を増やし、計画地内の公園や周辺緑地を繋ぐ大規模な緑道を配置する必要があります。 ・森林の規模については、「千葉県林地開発許可申請審査基準」に基づき、現状の森林面積の25%を超える面積を確保するとされていますが、森林法に規定された最低限度の面積であり、自然地での50ha超の大規模開発では、森林面積は40%以上を確保するのが通例であり、少な過ぎます。これでは、環境に配慮した開発事業は困難（そもそも環境配慮は考えていない）と言わざるを得ません。 	<p>土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地はできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファゾーンを設けています。以上の措置により、キツネをはじめとした動物が利用する環境内での車両の通行を減少させることができると考えており、ロードキルの低減にもつながると考えます。</p> <p>一方、企業用地へつながるアクセス道路については、現況と比較して動物の移動経路を制限する可能性が考えられることから、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。</p> <p>森林確保率については、すでに下大和田の谷津田区域を開発から除外した上で（当初土地利用計画の10.4%）、千葉市の審査基準を厳格に遵守した現況森林の25%以上の緑地を確保しており、これに加えて適切な雨水浸透施設や環境保全措置を講じることで、法令に基づいた適正な開発規模を維持しております。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>17-9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 8-15-2 調査地域の生態系模式図」はいわゆる食物連鎖図で、一般的にもこのような図を示すことがありますが、専門家以外には理解しづらいものです。 ・千葉県谷津田の自然の保全施策指針（平成 15 年 7 月）に示されている「谷津の断面と湧水」の模式図を参考に、谷津田の生態系模式断面図を示すことをお願いします。 <div data-bbox="316 443 981 1019" data-label="Image"> </div> <p>出典：千葉県谷津田の自然の保全施策指針（平成 15 年 7 月）</p>	<p>ご意見として賜り、評価書において掲載を検討します。</p>
<p>17-10</p>	<p>(キツネについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キツネについては、動物の項目において、無人撮影カメラを 20 箇所設置して、しっかりした調査を実施されていますが、予測結果での保全措置では、通り一遍なもので、調査結果が十分に活かされていません。 ・供用後は多くの車両が通行することになり、幹線道路でのロードキルによる影響が懸念されます。以下の保全措置の検討をお願いします。 ・キツネが確認された谷津田（除外地）→広場 1→広場 2→除外地（既存集落）→緑地→広場 3→周辺緑地等にかけて、南北方向に緑のネットワークとなる幹線緑道（幅員 20～30m）を配置して、緑道と幹線道路が交差する箇所には、キツネ等の哺乳動物が安心して通れるアニマルパス（ボックスカルバート等の暗渠）を配置する。 	<p>土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地はできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファゾーンを設けています。以上の措置により、キツネをはじめとした動物が利用する環境内での車両の通行を減少させることができると考えており、ロードキルの低減にもつながると考えます。一方、企業用地へつながるアクセス道路については、現況と比較して動物の移動経路を制限する可能性が考えられることから、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。



 谷津田、広場、緑地の緑の拠点
 緑のネットワーク



アニマルバスの例

出典: https://www.nature.org/en-us/about-us/where-we-work/united-states/new-hampshire/stories-in-new-hampshire/the-otterway-wildlife-connectivity?utm_source=chalgpt.com

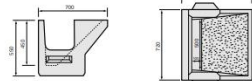
17-11

(在来カエル類について)

- カエル等の両生類は産卵場(湿地・水辺)と生息場(樹林地)の2つの環境が必要であり、そこを行き来します。谷津田はカエル類の産卵場で、周囲の里山林は生息場となっています。
- 移動経路上に道路やコンクリート水路等ができると、ロードキルや水路に落ちて這い上がれなくなる等の影響が懸念されます。以下の保全措置の検討をお願いします。
 - 道路下部への土管やボックスカルバートの設置
 - 雨水排水路への這い上がれるタイプのU字溝の設置

ハイダセマス

JISふたなしタイプ

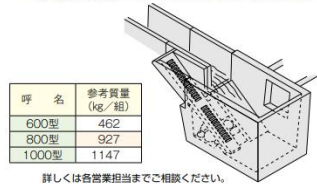


呼名	参考質量 (kg)	適応フリーユーム
JISふたなしタイプ	220	等厚排水溝2種300A



折り返しタイプ(林道ハイダセマス)

- 「折返しタイプ」は林道事業など、用地幅が限られた場所でも使用できる樹です。
- 流入側水路の取り合いは左右両対応となっています。
- 斜路板下部には生息域の形成が可能な構造です。
- 流出側は3方向ノックアウト出来るため、設置が容易に行えます。



呼名	参考質量 (kg/組)
600型	462
800型	927
1000型	1147

詳しくは各営業担当までご相談ください。



出典: ランデス (株)

<https://www.landes.co.jp/catalog/detail/33>

ご意見として賜り、詳細設計を進める段階でボックスカルバート等の設置可否を検討してまいります。

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

<p>17-12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観については、上記で述べたとおり、事業者により谷津田への立入が禁止され、稲作等による維持管理ができません。2年が経過し、雑草が生い茂って荒れた状況になり、「ふる里の原風景」としての景観資源の価値はなくなりつつあります（写真参照）。 ・ 再度、調査と予測評価をやり直す必要があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>令和5年8月</p> <p>令和7年7月</p> </div>	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。景観の価値判断は多角的であるべきですが、本準備書においては、公的な指針に基づき客観的な手法で予測・評価を行っております。現在の植生遷移を含め、将来の土地利用計画との調和を図るための適切な保全措置を講じていることから、現時点で調査をやり直す必要はないものと考えております。</p>
<p>17-13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい活動の場についても同様に、事業者により谷津田への立入が禁止され、調査結果の記載内容は、それ以前の内容であり、現在は十分な活動ができなくなっています。 ・ 再度、調査と予測評価をやり直す必要があります。 	<p>当該区域につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。これまでも、本事業の円滑な推進に協力的な方々による活動については、適正な管理のもとで柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任および安全確保の観点から、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。</p> <p>調査内容に関するご指摘についてですが、本準備書の調査・予測は、事業実施前の標準的な状況に基づいて客観的な手法で評価を行うものです。特定の活動が制限されている現在の特殊な状況は、事業計画そのものがもたらす環境影響の評価軸とは性質が異なるものであり、これをもって調査をやり直す必要はないものと考えております。</p> <p>今後も地域の自然環境と調和した土地利用計画を推進するとともに、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めてまいります。</p>
<p>17-14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿島川は洪水調節機能が脆弱です。下大和田町の集落から鹿島川につながるエリアは水はけが悪く、現在でも雨が降ると17号線が川ようになります。開発計画地には、東金有料道路の雨水排水、若葉区中野町などからの雨水も流入しており集水域が広大です。そのため現状でも大雨が降ると鹿島川が氾濫し、水田が水没してしまいます。山林を切り開く計画ではこれ以上に洪水被害が拡大する懸念があります。 	<p>本計画における雨水管理は、千葉県の指針に基づき、開発区域内からの流出増分を確実に貯留できる十分な容量の調整池を設置することで、下流河川への負荷を現況以下に抑制する計画となっております。また、新設道路と鹿島川本流の交差部については、想定される最大流量を安全に流下させる能力を備えたボックスカルバート構造を採用しており、適</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<ul style="list-style-type: none"> 131号に接続する新設道路が鹿島川を跨ぐ箇所は、橋梁ではなくボックスカルバートにする計画ですが、大雨が降ると新設道路が鹿島川を堰き止めることになり、上流部は広く洪水になる懸念があります。新設道路が鹿島川を跨ぐ箇所を含めて、新設道路の広い範囲は橋梁に変更する必要があると考えられますが、事業者の見解を示して下さい。 	<p>切に通水断面を確保することで上流部への背水影響や溢水リスクを防止いたします。</p> <p>鹿島川と交差するボックスカルバートの設計にあたっては、近年の激甚化する降雨状況を十分に考慮し、河川管理者等の指導に基づいた余裕のある通水断面を確保することで、洪水時の溢水防止に万全を期しております。</p> <p>また、開発区域内には、最新の技術基準に基づいた十分な貯留能力を持つ調整池を設置いたします。これにより、ゲリラ豪雨等の際にも開発区域からの雨水流出を一時的に貯留し、下流河川への負荷を現況以下に抑制するピークカット機能を適切に運用することで、周辺地域の治水安全性の確保に努めてまいります。</p>
17-15	<p>(造成工事に伴う残土について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 残土量が1,367,840 m³発生し、「発生した土は原則として他地区の盛土造成現場および仮置き場への搬出し適切に処分する。よって、造成等の工事に伴う残土の影響はほとんどないと考えられる。」と予測されていますが、搬出先、搬出ルートが示されておらず、上記の樹木等の伐採に伴う廃棄物を合わせると、相当量の工事用車両の走行が予想され、周辺地域へ大きな影響が懸念されます。 <p>・大気質、騒音、振動での予測評価についても見直す必要があり、</p>	<p>残土および伐採廃棄物の搬出にあたっては、周辺地域の生活環境への影響を最小限に留めることが重要であると認識しております。</p> <p>まず、残土の搬出先および搬出ルートにつきましては、現段階では広域的な候補地の選定を進めている段階であり、詳細を確定できる状況にはございません。しかしながら、実際の搬出にあたっては、主要幹線道路を優先的に活用するなど、住宅地や通学路への負荷を避ける適切なルートを選定し、施工計画において具体化してまいります。</p> <p>また、伐採廃棄物と残土の搬出が重なることによる交通量の増加についてですが、現時点では廃棄物の再資源化の手法や具体的な受け入れ先が精査中であるため、予測数値には含めておりません。実際の施工段階においては、残土と廃棄物の搬出時期を平準化させる工程管理を行い、特定の時期に車両が集中しないよう調整を図ります。</p> <p>実施設計および施工計画の策定において、これら全ての工事車両を統合した運行管理計画を立て、交通安全の徹底と騒音・振動等の低減に努めることで、地域住民の皆様の安全と生活環境の確保に万全を期してまいります。</p> <p>大型車両の通行に伴う安全確</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

	<p>また「安全」の調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>保や生活環境への懸念を真摯に受け止め、本事業では千葉東金道路中野 IC に至近な箇所に専用のアクセス道路を新設することで周辺集落への直接的な流入を抑制し、当該区間に通学路の設定がないことも確認しておりますが、交通渋滞や交通安全について、方法書に対する市長意見においても交通シミュレーションの実施は求められていないことから現時点での追加調査は予定しておりませんが、新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。</p>
17-16	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中及び供用時に発生する CO₂ の算出をしているだけで、削減対策も通り一遍の内容となっています。 ・再生可能エネルギー使用の目標を立てて、具体的な削減対策の検討が必要ではないのでしょうか。 	<p>温室効果ガス削減対策へのご指摘につきましては、方法書に対する市長意見を踏まえ、2050 年カーボンニュートラル目標の達成に資するよう、工事工程の細分化による排出量の定量予測や、森林伐採に伴う吸収源変化の評価を適切に実施しております。本事業では、これら評価に基づき、工事用車両の効率的運行や森林の極力保全といった環境保全措置を講じる計画としており、現時点において、公的な指針および市長意見に合致した実効性のある予測・評価を実施しているものと認識しております。</p>
17-17	<p>(3-2-3 土地利用の状況について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 都市計画の状況」に開発計画地が市街化調整区域にあることの記載がありません。 <p>(3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 自然環境保全関係法令等」に新設道路予定地の周辺は農振農用地の指定があることの記載がありません。 ・上記については、本開発事業における法令許認可上の重要事項であり、記載することが必要です。 ・また、市街化調整区域及び農振農用地の許認可に係わる関係機関との協議状況について、事業者の見解を示して下さい。 	<p>ご指摘いただいた都市計画上の区分および農地法に基づく指定状況については、法令遵守の観点から重要事項であると認識しており、市街化調整区域および農振農用地の指定状況の詳細は、今後の評価書において適切に記載・反映してまいります。</p> <p>また、関係機関との許認可協議の状況につきましては、環境影響評価の手続きが完了した後に、具体的な行政協議を本格化させる計画となっております。</p>
17-18	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書に対し「事業の実施に対する懸念や不安を表明する意見が多数寄せられたこと、事業計画地の内部及び周辺に住宅が存在しており住民の生活環境の特段の保全を図る視点が必要であることから、地域住民や周辺住民、環境の保全を行う団体等の幅広い関係者に対し、丁寧な説明を行うこと。」との市長意見がありました。しかし準備書に関する地元の説明会では資料の配布がなかったと聞いています。これでは地元への丁寧な説明が行われたとは言いがたく、事業者には適正な対応を望みます。 	<p>準備書に関する地元説明会では、説明の際にスクリーンに映したスライドを印刷した資料を参加者全員に配付しています。</p>
18-1	<p>緑地、動植物保全について：現在の緑地 25% を残す、としているが、あくまでもこの工業団地の周辺を囲うように残されるに過ぎない。緑地としての厚みもなく、予測以上の動植物の減少が想定される。</p>	<p>森林確保率については、すでに下和田の谷津田区域を開発から除外した上で（当初土地利用計画の 10.4%）、千葉市の審査基準</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>を厳格に遵守した現況森林の25%以上の緑地を確保しており、これに加えて適切な雨水浸透施設や環境保全措置を講じることで、法令に基づいた適正な開発規模を維持しております。</p> <p>土地利用計画において残置・造成森林の配置を検討するにあたっては、周辺の自然環境との一体性、まとまりを持たせることが周辺に生息する動植物にとって効果的であると考えました。その結果、企業用地はできる限り集積させ、その分周囲に残置・造成森林を配置することで、できる限り人間が活動する範囲とのバッファゾーンを設けています。対象事業実施区域周辺には自然環境が多く残されていることから、残置・造成森林とそれらの周辺環境を連続させることで、動植物が生息・生育できる環境がより広がると考えます。</p>
18-2	<p>土砂・伐採木について：運び出す土砂が136万m³。その最終処分先が示されていない。また、伐採木などの廃棄物1500万m³については、搬出計画・方法についても示されていない。</p>	<p>建設発生土については、現時点では搬出先が確定していませんが、近隣の他地区盛土造成現場や仮置き場への搬出を軸に調整を進めており、実施設計の進捗に合わせて具体的な再生利用量や運搬計画を精査した上で、周辺環境に配慮した適正かつ確実な処理体制を構築してまいります。</p> <p>樹木伐採に伴う発生量については、その全量を単純焼却処分するのではなく、持続可能な資源循環の観点から可能な限り再資源化を図る方針です。現時点では具体的な搬出先や確定量は精査中ですが、伐採木の品質や性状に応じて、建設資材としてのチップ利用、堆肥化、あるいはバイオマス発電の燃料等、多角的な有効活用に向けた調整を進めております。今後、実施設計の進捗に合わせて、再資源化の目標量や具体的な受入先の選定を行い、実効性の高い資源循環計画を策定してまいります。</p>
18-3	<p>地下水、湧水について：現在の予測で対策なしで24～29%減とのこと。雨水浸透ますなどの設置を推進とあるが、その実効性は不明。かつ地下水の標高が高い地域を削り平坦化する計画であり、予測以上の地下水涵養力の減少、激甚化する気候状況も踏まえて、洪水などの水害発生が想定される。</p>	<p>準備書における地下水涵養量の予測数値は、対象地域の地形や土地利用面積等に基づき、水循環シミュレーションを用いて算出した科学的根拠に基づくものです。雨水浸透施設の導入効果についても、切土エリアへの設置による直接的な改善効果を定量的に見込んでいます。</p> <p>本計画における調整池の規模算定計は、千葉県定める「指針」</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		等に基づき、将来的な土地利用の変化を織り込んだ上で厳格に実施しています。
18-4	進出企業について： どの程度目途が立っているのかよくわからない。計画でも建築工事は令和14年以降、工場稼働は令和16年以降、さらに文化財包蔵地もあるとのことで、それ以上遅れる可能性もある。住民説明会で事業者は、再エネ・高効率機器・雨水浸透ますといった設備等について、進出企業に対し「かなり強力に」「推進・配慮を要請」していくと述べていたが、進出企業が順調に集まらなければ、そのような要請は弱化せざるをえなくなるのではと危惧する。	<p>進出企業の誘致および事業スケジュールの見通しについては、今後の経済情勢や文化財調査の進捗等により変動する可能性はございますが、本事業は長期的な視点に基づき、計画的に進めてまいる所存です。</p> <p>再エネ導入や雨水浸透施設の設置といった環境配慮事項の要請について、進出企業が集まらなければ要請が弱まるのではないかとのご指摘ですが、そもそも企業が進出しない区画においては、工場稼働に伴うエネルギー消費や排水、舗装による地下水涵養への影響といった環境負荷そのものが発生いたしません。</p> <p>したがって、企業誘致の状況によって環境保全の優先順位が低下するという事態は想定されず、段階的な進出に合わせて、その都度、準備書に掲げた高い環境基準を満たすよう進出企業を厳選・指導してまいります。事業者は、企業の進出規模に関わらず、地域環境への負荷を最小限に抑えるという原則を堅持し、実効性のある環境保全措置を徹底してまいる所存です。</p>
18-5	谷津田の保全について： 「谷津田地域は残しました」というのは伝わってくる。ただ、その谷津田に流れ込む地下水上流域の土地は工業団地となる予定、谷津田周辺の森は伐採しかつ盛土しての緑地化予定であり、谷津田を育む周辺環境が著しく損なわれる計画と言わざるをえない。	<p>谷津田を育む周辺環境の重要性については十分に認識しており、本事業計画は単に「谷津田区域を残す」だけでなく、その環境を支える水循環や生態系ネットワークの維持を主眼に置いて策定しております。</p> <p>具体的には、谷津田に流れ込む地下水の上流域にあたる対象事業実施区域においては、降雨を地下へ還元する「雨水浸透施設」を適切に配置することで、涵養量の確保に努めます。また、周辺の森の改変についても、生態系保全上特に重要な斜面樹林地などは極力現況のまま保存し、やむを得ず改変する箇所については、在来種を用いた植栽による緑地化を行うことで、谷津田と連なる緑のネットワークの再構築を図ります。</p>
18-6	環境影響評価審査会を傍聴。水利用については、利用量（環境への影響）が最大になる業種配分にしていないとのこと。理由を知りたい。	環境影響評価における各項目の予測にあたっては、原則として環境負荷が最大となる条件を想定しておりますが、水利用量に関しては、本事業のインフラ整備計画（上水道の配水計画や下水道の処理能力等）に直結する根拠数値

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		であるという特性を考慮し、より現実的かつ精緻な業種配分に基づいた設定としております。
18-7	準備書 911 ページ。地形・地質についての環境の保全のための措置について：「低減」「回避」についての実効性に○と書かれているが、その手段・検証、理由がわからない。21 ページに見られる断面図をみるに、かなりの高さの切土がおこなわれる予定である。	<p>環境保全措置における回避、低減の実効性についてですが、本事業計画の根幹として、生態系および地形保全上最も重要な谷津田区域を事業実施区域から完全に除外しております。これは、貴重な地形を直接的な改変から免れさせる回避の措置として、最も確実かつ強力な手法です。</p> <p>また、ご指摘の切土計画を含む造成計画につきましても、土地利用上の必要性を最小限に精査し、掘削量および改変面積を可能な限り抑制する設計としております。これらの措置は、単なる努力目標ではなく、物理的な改変範囲を限定している以上、その効果の確実性は担保されているものと考えております。</p> <p>今後も詳細設計および施工の各段階において、計画された保全措置を厳格に履行し、地形・地質への影響を最小限に留めるべく適正に事業を推進してまいります。</p>
18-8	残土の仮置き場について：19 ページで言及されている仮置き場の位置、仮置き中の飛散防止策などについての検討がない。	<p>工事計画における土砂等の仮置き場の位置や飛散防止策の詳細については、施工計画の具体化に合わせて策定することとしておりますが、現段階においても周辺環境への影響を最小限に抑えるための基本的な方針を定めております。</p> <p>具体的には、仮置き場の選定にあたっては、居住地域や貴重な動植物の生息地から可能な限り距離を確保し、地形的にも安定した場所を特定いたします。また、仮置き期間中の飛散防止策として、防塵ネットの設置、定期的な散水、およびシート養生等の実効性の高い措置を講じることを基本としております。</p>
18-9	交通、新設道路について：131 号線の合流道路。かなり新設道路の方は大きい。工事期間、また進出企業に物流が多い場合、本当にこの新設道路-131 号線で合流等が安全にいくのか、不安である。	新設道路の交差点協議については今後、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。
19-1	<p>・誘致する企業について</p> <p>住民説明会で、環境に配慮することを条件に入れている、要請していくということであるが、現在、誘致企業はどのくらい予想されているのか、実際の環境についての数値が提示されていない中では、ふさわしいものであるかが大変疑わしい。</p>	進出企業の誘致状況および環境配慮の妥当性についてですが、現段階では特定の企業名は確定していませんが、本地域の特性や立地条件に基づき、製造業や物流業など一定の業種配分を想定した上で環境影響評価を行っております。

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>進出企業に対する環境配慮の要請は、根拠のない抽象的なものではなく、本準備書でお示した環境負荷を許容範囲内に収めるための不可欠な「立地条件」として位置づけております。今後、具体的な企業選定の段階においても、準備書に掲げた環境配慮の内容等を遵守することを前提に進め、実効性の高い環境保全を徹底してまいります。</p>
19-2	<p>・森林伐採後の自然環境について 谷津田周辺の森林で伐採するところは、そのあと盛土し緑地化すること。森林は何年もの長きにわたって、この地域の自然環境を形成してきた。緑地化と言っても全く違うものと考えられる。生態系の維持は難しく、周辺の気温の上昇が出てくるのではないか。工業団地の周りを緑地化しても、見かけ上の自然を残した感がいなめない。</p>	<p>長年形成されてきた森林が持つ多面的な機能を、単なる造成後の緑化で完全に置き換えることの難しさについては真摯に受け止めております。そのため、本事業における緑地化は単なる「見かけ上の緑化」ではなく、地域の生態系ネットワークを維持・再構築することを目的として計画しております。</p> <p>具体的には、緑地の整備にあたっては、周辺に自生する現存植生の構成種を精査し、それらと調和する在来種を中心とした植栽樹種を選定いたします。これにより、地域の動植物が移動・生息しやすい環境（エコロジカル・ネットワーク）を確保し、時間の経過とともに本来の自然に近い多層的な森林構造へと誘導を図ってまいります。</p> <p>また、気温上昇（ヒートアイランド現象）への懸念につきましても、各区画に配置する緑地や舗装面の材質検討などを組み合わせることで、地域全体の熱環境への影響を最小限に抑えるよう配慮いたします。造成後の緑地が将来的に新たな「地域の自然環境」として機能するよう、適切な維持管理計画と併せて誠実に取り組んでまいります。</p>
19-3	<p>・地下水、湧水について 計画では、75%を占める森林地域の半分近くがなくなってしまうが、対策を施さなくても地下水・湧水は3割弱ほどの影響しか受けないとの計算となっています。前述の通り企業に対し雨水浸透ますなどの設置を推進とあるが、その実効性は担保されていない。また、地下水の標高が高い地域を削り平坦化する計画には驚いたが、地下水涵養力の減少、今後の気候変動を考えると、水があふれだすなどの水害もあるのではないか。</p>	<p>準備書における地下水涵養量の予測数値は、対象区域の地形や土地利用面積等に基づき、水循環シミュレーションを用いて算出した科学的根拠に基づくものです。雨水浸透施設の導入効果についても、切土エリアへの設置による直接的な改善効果を定量的に見込んでいます。</p> <p>本計画における調整池の規模算定計は、千葉県定める「指針」等に基づき、将来的な土地利用の変化を織り込んだ上で厳格に実施しています。</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

19-4	<p>・市長の意見から 方法書への市長の意見を踏まえ、この開発で、谷津田の保全地域は除外されたことは良かったと思う。しかしながら、現在は立ち入りができない状態で、あれてしまって、景観的には見苦しい限りとなっていると聞く。ただ、谷津田地域は開発しないとするだけでは、これまでの継続的な手入れが途切れて、元に戻すことは大変なことである。</p>	<p>谷津田の現況につきましては、土地所有者として適切な管理を継続しております。当該区域での稲作等の活動については、これまでも事業の円滑な推進に協力的な方々とは柔軟な協議を行ってまいりましたが、私有地の管理責任上、事業への反対活動をする方々の立ち入りについては制限せざるを得ない状況にあります。今後も地域の自然環境と調和した土地利用計画を推進するとともに、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めてまいります。</p>
19-5	<p>・土砂、伐採木の搬出について 運び出す土砂が136万m³。その最終処分先が示されていないことは問題ではないか。また、伐採木などの廃棄物1500万m³については、搬出計画・方法についても示されていない。信用性のある計画と言えない。</p>	<p>建設発生土については、現時点では搬出先が確定しておりませんが、近隣の他地区盛土造成現場や仮置き場への搬出を軸に調整を進めており、実施設計の進捗に合わせて具体的な再生利用量や運搬計画を精査した上で、周辺環境に配慮した適正かつ確実な処理体制を構築してまいります。樹木伐採に伴う発生量については、その全量を単純焼却処分するのではなく、持続可能な資源循環の観点から可能な限り再資源化を図る方針です。現時点では具体的な搬出先や確定量は精査中ですが、伐採木の品質や性状に応じて、建設資材としてのチップ利用、堆肥化、あるいはバイオマス発電の燃料等、多角的な有効活用に向けた調整を進めております。今後、実施設計の進捗に合わせて、再資源化の目標量や具体的な受入先の選定を行い、実効性の高い資源循環計画を策定してまいります。</p>
19-6	<p>・新設道路について 工事用の道路の新設によって、残土の排出などおこなわれるが、10tトラックだと、一日に345台。20tトラックも使用とのことだが、こちらは県道を走ることを考えると、騒音や振動の懸念が出る。</p>	<p>環境影響評価の評価結果の数値を超えないように車両台数を調整した上で工事を実施して参ります</p>
20	<p>豊かな自然を有する下大和田の谷津田。貴重な動植物が生息するこの地は千葉市民だけではなく千葉県民の財産です。子どもたちの未来のためにも残すべき豊かな自然です。その自然を保つ重要な要素は水です。天から降り注いだ雨は豊かな樹木林を有する台地に涵養され、栄養分とともに少しずつしみ出し台地を潤す。そして多種多様な動植物を育む。この度の大規模な開発ではこの水の循環を完全に断ち切り、多くの生物が死滅、または激減します。一度壊した自然は二度と戻りません。取り返しのつかない事態となります。この豊かな自然を将来のために残さなければなりません。将来を担う子どもたち、これから生まれてくる子ども達のために。千葉市はまだ豊かな自然を残している都市です。これは恥ずべきことではなく、かけがえのない財産としてとらえるべきなのです。この地は開発すべきではありません。</p>	<p>ご指摘の通り、下大和田の谷津田は多種多様な動植物を育む貴重な生態系を有しており、地域の財産であると深く認識しております。本事業計画の策定にあたっては、この豊かな自然を次世代へ引き継ぐことを最優先事項とし、生態系の核心部である谷津田区域を事業実施区域から完全に除外し、現状のまま保全する計画といたしました。 自然環境を支える水循環についても、森林が持つ水源涵養機能を補完・代替するため、雨水浸透施設の設置や、未舗装の緩衝緑地</p>

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

		<p>の確保を行い、地下水および湧水量を維持することで、湿地環境の乾燥化や生物の死滅を回避する設計としております。</p> <p>一度失われた自然の再生が困難であるという点は十分認識しており、施工および供用の各段階において環境モニタリングを実施し、予測し得ない影響が生じないよう万全を期してまいります。事業者は、このかけがえのない自然環境を保全しつつ、地域の持続可能な発展を両立させることで、将来を担う子どもたちにとっても誇れる地域づくりに誠心誠意取り組んでまいり所存です。</p>
--	--	---

注) 市民等の意見は、全て原文のまま掲載している。

